

摂津市議会

民生常任委員会記録

平成27年3月11日

摂津市議会

目 次

民生常任委員会

3月11日

会議日時、場所、出席委員、説明のため出席した者、出席した議会事務局職員、審査案件	1
開会の宣告	3
委員会記録署名委員の指名	3
議案第6号の審査	3
質疑（市来賢太郎委員、山崎雅数委員）	
議案第3号、議案第11号の審査	4
補足説明（保健福祉部長）	
質疑（市来賢太郎委員、増永和起委員、村上英明委員、山崎雅数委員）	
議案第8号、議案第14号の審査	24
質疑（山崎雅数委員）	
議案第7号、議案第13号の審査	25
質疑（市来賢太郎委員、増永和起委員、山崎雅数委員、村上英明委員、福住礼子委員）	
議案第25号の審査	45
質疑（山崎雅数委員、増永和起委員）	
議案第26号の審査	50
質疑（山崎雅数委員）	
議案第36号、議案第37号の審査	52
質疑（山崎雅数委員）	
議案第20号、議案第21号の審査	52
質疑（山崎雅数委員）	
採決	53
所管事項に関する事務調査について	54
閉会の宣告	55

民生常任委員会記録

1. 会議日時

平成27年3月11日(水) 午前9時57分 開会
午後4時13分 閉会

1. 場所

第二委員会室

1. 出席委員

委員長	上村高義	副委員長	福住礼子	委員	村上英明
委員	市来賢太郎	委員	増永和起	委員	山崎雅数

1. 欠席委員

なし

1. 説明のため出席した者

市長	森山一正	副市長	小野吉孝
生活環境部長	杉本正彦	同部理事	北野人士
同部次長兼産業振興課長	山田雅也		
保健福祉部長	堤守	同部理事	島田治
同部参事兼高齢介護課長	鈴木康之		
保健福祉課長	前野さゆみ	障害福祉課長	吉田量治
国保年金課長	安田信吾	高齢介護課参事	川口敦子

1. 出席した議会事務局職員

事務局長	藤井智哉	同局書記	井上智之
------	------	------	------

1. 審査案件(審査順)

議案第 1号 平成27年度摂津市一般会計予算所管分
議案第 9号 平成26年度摂津市一般会計補正予算(第5号)所管分
議案第 6号 平成27年度摂津市パートタイマー等退職金共済特別会計予算
議案第 3号 平成27年度摂津市国民健康保険特別会計予算
議案第11号 平成26年度摂津市国民健康保険特別会計補正予算(第4号)
議案第 8号 平成27年度摂津市後期高齢者医療特別会計予算
議案第14号 平成26年度摂津市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)
議案第 7号 平成27年度摂津市介護保険特別会計予算
議案第13号 平成26年度摂津市介護保険特別会計補正予算(第4号)
議案第25号 摂津市指定介護予防支援事業者の指定並びに指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例制定の件

- 議案第 26 号 摂津市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例制定の件
- 議案第 36 号 摂津市立保健センター条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 37 号 摂津市介護保険条例の一部を改正する条例制定の件
- 議案第 20 号 指定管理者指定の件（摂津市立みきの路）
- 議案第 21 号 指定管理者指定の件（摂津市立ひびきはばたき園ほか 2 施設）
所管事項に関する事務調査について

(午前9時57分 開会)

○上村高義委員長 それでは、ただいまから民生常任委員会を開会します。

本日の委員会記録署名委員は、増永委員を指名します。

議案第6号の審査を行います。

本件について補足説明を省略し、質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 おはようございます。

それでは、質問をさせていただきます。

平成27年度摂津市パートタイマー等退職金特別会計の予算ですけれども、まず現在の保険者数と被保険者数、そして利用されている方が多くいらっしゃると思うんですけれども、どんな職種の方々が多くいらっしゃるのかわかれば教えてくださいなと思います。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 パートタイマー退職金共済制度の現在の加入状況でございますが、事業所数が2月末現在で34事業所、被共済者、加入者が190名ということでございます。

職種といいますか、業種別で分類しているんですけれども、建設業が4事業所の11名、製造業が12事業所の76名、運輸通信業が1事業所7名、卸売小売飲食業が2事業所9名、サービス業が6事業所13名、教育学習支援業が1事業所17名、その他が8事業所の57名という構成になっております。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ありがとうございます。190名ぐらいの方が入っておられるということなんですけれども、市としてこのサービスを行っていく上で、適度な数字だと思われているのか、もうちょっとふやしたほうがいいんじゃないのかなと思われているのか、その辺の見解をお

聞かせたいと思います。

それと私は少ないなと思っているんですけれども、ほかの団体というか、商工会とかでも同じようなサービスが受けられると思うんですけれども、このパートタイマー等退職金制度を市が運営していく、その目的というか、ほかでもできるのにわざわざ市がやっていくというような意味合いをどう捉えていらっしゃるのか、その2点についてお伺いしたいと思います。

○上村高義委員長 山田次長。

○山田生活環境部次長 この点につきましては、決算委員会的时候でもご質問あったかと思いますが、数の190名が多いか少ないかといいますと、ピーク時からするとかなり減となっております。現状でいいますと、この程度の加入者数が適当なのかなと思っております。

それから市が行う意義ということですが、発足当時、全国に先駆けてパートタイマーの方の共済ということで制度をつくりまして、今日に至るわけなんですけれども、その後、国の制度等の改正もありますし、それから雇用の形態といいますか、例えば派遣社員であるとか、契約社員であるとか、そういった形態も時代とともに変化しております。そういう意味で、この制度自体も時代に合わせて見直しを図っていく必要はあると思っております。ただ、現在加入されておられる方も190名ございますので、この方々の福利厚生のために引き続き頑張っていく必要もあると思っております。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ありがとうございます。目的についてお伺いしました。この特別会計に関しまして、特に大きなお金が使われているというわけではないんだと思っておりますけれども、市の公的サービス

をやっていく上で、いつまでもたくさんお金があるわけではないというのは、もう市の見解でよくお伺いしていますので、できることと、できないことと分けて行政サービスを行っていく必要があると思います。言いかえれば取捨選択といいですか、これはして、これはしないという選択をしていくときに来ているのかなと思いますので、あり方としてもう一度考え直してもいいのかなというような時期だと思います。それを含めて、全体的なあり方について、もう一度ご検討していただきたいと思います。以上で、要望といたします。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

山崎委員。

○山崎雅数委員 先ほど答弁もいただきましたように、これからも頑張ってもらいたいと私は思うんですけども、一昨年になりますか、企業等の実態調査でもアピールをしていただいて、そのときは興味を示された企業も幾つかあるということでしたので、ぜひ摂津市民のパートタイマーの方々の福利厚生を少しでもよくするという立場では頑張ってもらいたいと思います。要望にしておきます。

○上村高義委員長 他よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で、質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前10時4分 休憩)

(午前10時7分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第3号及び議案第11号の審査を行います。

本2件のうち、議案第11号については補足説明を省略し、議案第3号について補足説明を求めます。

堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 議案第3号、平成27年度摂津市国民健康保険特別会計予算につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、10ページ、款1国民健康保険料、項1国民健康保険料、目1一般被保険者国民健康保険料は、高齢化の進展による保険給付費など歳出の増加により前年度に比べ5.0%の増加となっております。収納率は、現年度は90.0%、滞納繰越分が11.5%を見込んでおります。

目2退職被保険者等国民健康保険料は、前年度に比べ42.7%の減で、退職被保険者等の新規適用の廃止に伴う被保険者数の減などによるものでございます。

款2使用料及び手数料、項1手数料、目1督促手数料は、前年度に比べ12.5%の増となっております。

12ページ、款3国庫支出金、項1国庫負担金、目1療養給付費等負担金は、前年度に比べ1.1%の増で、給付費の増などによるものでございます。

目2高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ0.8%の減で、80万円以上の高額医療費に係る共同事業医療費拠出金の4分の1の法定負担分を見込んでおります。

目3特定健康診査等負担金は、前年度に比べ1.4%の減でございます。

項2国庫補助金、目1財政調整交付金は、前年度に比べ14.0%の増で、給付費の増などによるものでございます。

款4療養給付費交付金、項1療養給付交付金、目1療養給付費交付金は、前年度に比べ34.3%の減で退職被保険者等に係る医療費等の減によるものでございます。

14ページ、款5前期高齢者交付金、

項1前期高齢者交付金、目1前期高齢者交付金は、前年度に比べ1.0%の増で65歳以上の前期高齢者数の増に伴うものでございます。

款6府支出金、項1府負担金、目1高額医療費共同事業負担金は、前年度に比べ0.8%の減でございます。

目2特定健康診査等負担金は、前年度に比べ1.4%の減でございます。

項2府補助金、目1事業助成補助金は、前年度に比べ11.0%の減となっております。

目2財政調整交付金は、前年度に比べ12.2%の増となっております。

款7共同事業交付金、項1共同事業交付金、目1高額医療費共同事業交付金は、前年度に比べ7.3%の減で、国保連合会への拠出額の減に伴い、過去の実績を参考に計上いたしましたものでございます。

16ページ、目2保険財政共同安定化事業交付金は、前年度に比べ173.6%の増で、制度の拡充による対象医療費の増によるものでございます。

款8繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金は、前年度に比べ2.3%の減で、職員給与費等繰入金の減などによるものでございます。

目2保険基盤安定繰入金は、前年度に比べ30.0%の増で、保険者支援制度の拡充に伴うものでございます。

款9諸収入、項1雑入、目1一般被保険者第三者納付金、目2退職被保険者等第三者納付金、目3一般被保険者返納金、目4退職被保険者等返納金は、過去の実績を参考に計上いたしております。

目5雑入は、現金給付の指定公費を見込んでおります。

18ページ、項2延滞金、加算金及び過料、目1延滞金は納期限におくれた保険料に係るものでございます。

次に、歳出でございますが、20ページ、款1総務費、項1総務管理費、目1一般管理費は、前年度に比べ12.1%の減で、2年ごとに行っております被保険者証の一斉更新に係る費用の減などによるものでございます。

目2連合会負担金は、前年度に比べ1.2%の減となっております。

目3市町村部会負担金は、前年度と同額となっております。

項2徴収費、目1賦課徴収費は、前年度に比べ19.1%の減でございます。

22ページ、項3運営協議会費、目1運営協議会費は、前年度と同額となっております。

款2保険給付費、項1療養諸費、目1一般被保険者療養給付費は、前年度に比べ2.2%の増で、1人当たりの費用額は、就学児から64歳までが約22万3,000円、前期高齢者が約56万3,000円、未就学児が約32万3,000円を見込んでおります。

目2退職被保険者等療養給付費は、前年度に比べ24.0%の減で、退職被保険者の減少に伴い、医療費の減を見込んでおります。

目3一般被保険者療養費は、前年度に比べ14.2%の減でございます。

目4退職被保険者等療養費は、前年度に比べ37.2%の減でございます。

目5審査支払手数料は、前年度に比べ0.4%の減でございます。

24ページ、項2高額療養費、目1一般被保険者高額療養費は、前年度に比べ8.1%の増で、高額療養費の区分の細分化に伴う支給件数の増を見込んだものでございます。

目2退職被保険者等高額療養費は、前年度に比べ24.6%の減でございます。

目3一般被保険者高額介護合算療養費

及び目4退職被保険者等高額介護合算療養費は、これまでの実績をもとに精査したものでございます。

項3移送費、目1一般被保険者移送費及び目2退職被保険者等移送費は、前年度と同額となっております。

26ページ、項4出産育児諸費、目1出産育児一時金は、前年度に比べ5.9%の減でございます。

目2支払手数料は、前年度に比べ11.1%の減でございます。

項5葬祭諸費、目1葬祭費は、前年度に比べ2.9%の減でございます。

項6精神・結核医療給付費、目1精神・結核医療給付金は、前年度に比べ5.5%の増でございます。

28ページ、款3後期高齢者支援金等、項1後期高齢者支援金等、目1後期高齢者支援金は、前年度に比べ1.3%の減で被保険者数の減少により減となったものでございます。

目2後期高齢者関係事務費拠出金は、前年度に比べ0.9%の増となっております。

款4前期高齢者納付金等、項1前期高齢者納付金等、目1前期高齢者納付金は、前年度に比べ21.7%の減で、1人当たり単価の減額によるものでございます。

目2前期高齢者関係事務費拠出金は、前年度と比べ2.1%の減でございます。

款5老人保健拠出金、項1老人保健拠出金、目1老人保健事務費拠出金は、前年度と同額となっております。

30ページ、款6介護納付金、項1介護納付金、目1介護納付金は、前年度に比べ10.4%の減で、第2号被保険者数の減及び1人当たりの介護納付金の減額により減となったものでございます。

款7共同事業拠出金、項1共同事業拠出金、目1高額医療費共同事業医療費拠

出金は、前年度に比べ0.8%の減でございます。

目2保険財政共同安定化事業拠出金は、前年度に比べ189.1%の増で対象医療費の拡大によるものでございます。

目3高額医療費共同事業事務費拠出金は、前年度に比べ27.4%の減でございます。

目4保険財政共同安定化事業事務費拠出金は、前年度に比べ66.7%の増でございます。

目5その他共同事業事務費拠出金は、前年度に比べ40.0%の減でございます。

款8保健施設費、項1保健施設費、目1特定健康診査等事業費は、前年度に比べ8.1%の増で、健診委託料の単価変更及び受診者数の増によるものでございます。

32ページ、目2保健衛生普及費は、前年度に比べ33.1%の増で、ヘルスアップ事業の実施などによるものでございます。

款9諸支出金、項1償還金及び還付加算金、目1一般被保険者保険料還付金は、前年度に比べ0.3%の増となっております。

目2退職被保険者等保険料還付金は、前年度に比べ13.8%の増でございます。

34ページ、款10予備費、項1予備費、目1予備費は、前年度と同額となっております。

以上、予算内容の補足説明とさせていただきます。

○上村高義委員長 説明が終わり、質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 それでは、一つだけ質問させていただきます。

摂津市国民健康保険特別会計ということですが、財政的にはしんどいところだと思います。平成29年に都道府県化ということを見据え、平成25年度までは一般会計も繰り入れながら保険料の値上げというのは据え置いてこられたわけですが、平成26年度から見直しをされたということで、それでまた、平成27年度の市政運営の基本方針を見ます国民健康保険につきましては、財政の健全化を図り、保険者の都道府県化に円滑に対応していくため、収支均衡に見合った保険料へと改定してまいりますとありますが、必要であれば、運営が苦しくて回らないのであれば仕方ないのかなとも思いますけれども、その辺の状況について詳しく教えていただきたいなと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、市来委員のご質問にお答えいたします。

まず保険料の引き上げのところのご説明をさせていただきます。

保険料につきましては、前年度比較でございますが、一般被保険者分につきましては約1億800万円の増額、これ現年分と滞納分を含めました額でございます。逆に、退職被保険者につきましては8,600万円の減額、合わせて保険料自体としましては、2,234万9,000円の増となっております。

増加の要因でございます。まず一般の被保険者分につきましては、やはり給付費の増加、こちらが一番の要因となっております。それと共同事業の拡充、これにつきましては、平成27年度から保険財政共同安定化事業というものが、これまでの30万円からゼロ円以上を対象の医療費としましたので、歳出、歳入ともふえております。

もう一つ、退職の被保険者の保険料が減ったというところなんですけれども、これは退職の被保険者が65歳までとなっておりますので、団塊の世代の方が平成24年度から平成26年度にかけて65歳に到達されたということで、退職被保険者が大幅に減少しております。それに加えて、これまで後期高齢者支援金とか、前期高齢者の財政調整の部分で退職被保険者に係る割合が被用者保険のから療養給付費交付金としていただいていたものが退職被保険者の減少に伴いまして、療養給付費交付金が大幅に減少しております。

そういったこともありまして、保険料の改定をお願いする要因となったものでございます。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 答弁をいただきまして、内容についてわかりました。

ただ、国民健康保険の被保険者というか、掛けていただいている方にとっては、上がる方は好ましくはないことだと思います。うれしいことではないと思うので、納得してお支払いいただくのがベストかなと思います。また、運営していく上で仕方がないことだというのは私は理解しますけれども、市民の方で払っていただける方にも理解していただけるようにしっかりとした説明をしていただけて、ちゃんと徴収していただけるようお願いいたします。以上で要望といたします。

○上村高義委員長 ほかに。

増永委員。

○増永和起委員 今、市来委員から保険料についてということで質問がされて、答弁が一般の被保険者で1億800万円ですかね、値上がりになるとお聞きをしました。具体的に料率などについても教えていただきたいと思います。

それから2年連続の値上げです。昨年は法定軽減が広がるという部分がありましたので、よくモデルケースとして出される200万円所得で、4人世帯というところでは、介護保険の入らないところではマイナスがあったりとか、介護保険が入る部分でも年間で1万円弱という値上げだったとは思うんですけれども、ここの値上げというのは、どう反映されるのか、また去年の値上げでは所得250万円、少し上がっただけですけれども、そこはもう法定軽減がかからないので、同じく4人世帯で介護保険のかからない方で年間2万7,000円ほど、それから介護保険がかかる場合で6万2,000円の値上げとなっておりました。非常に大きな値上げで、たくさんの方からこんなに払えないという悲鳴とも言える声も私もお聞きしております。ここの所得層が今回の値上げでどれぐらいの影響を受けるのかということについても教えてください。

それから療養給付費交付金が2億3,000万円ほど減少しているということだったと思います。これについては、今後減少していくものなんだろうと思うんですけれども、いずれこれはなくなっていくものということだと思います。先ほど保険の給付費の伸びというのも、今回の値上げにかかわっているんだと言っただけではありますが、これについては、そんなに大きな伸びではないのではないかなと思うんです。この保険給付費の伸びということについても見通しをお聞かせいただきたいと思います。

この保険の給付費を平準化するために1円からの共同事業安定化ということが行われるんだと思うんですけれども、それだったら保険給付費が伸びれば共同事業できちっと手当がしてもらえるのでは

ないかと思うんですが、ここの関係についても教えてください。

それから国は、2月の地方との協議で、以前から言っていた消費税増税に伴う1,700億円の保険者支援というのを行うということを確認していると聞いています。これが摂津市にはどのように影響しているのかということについて教えてください。

今後は今言っている1,700億円以外に、もう1,700億円を投じて基金などをつくると、都道府県化に向けてと聞いていますけれども、それは摂津市の国保に特に国保料にどのように影響するのか。国はこういうことで国保料が下がると言っていると思うんですけれども、どうなるのかということについても教えてください。

それから今回、金額が大幅に上がっております、共同事業交付金と共同事業拠出金。この差額が1億5,000万円ほどあると思うんですけれども、激変緩和措置が行われると聞きました。これが府の支出金増の約6,000万円ほどふえていますけれども、これだということになるのでしょうか。

また、これは差が非常に大きな金額です。しかも激変緩和というのは、だんだん減っていく援助だと思いますので、これが今後どうなっていくのかという見通しを持っておられるのか、お聞かせください。

それと国保の都道府県化に伴って、分賦金方式になるとも聞いていますけれども、それについての影響、国保料がどうなっていくのかということについて教えてください。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 それでは、増永委員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、平成27年度の具体的な保険料

率がどうなるのかというお問い合わせでございます。

保険料につきましては、料率を決定するのに当たっては、限度額の改定というものが大きく影響してきます。申しわけございません。こちらについては、限度額がまだ議案では出ささせていただいておりませんが、国で示されております改定をした場合という仮定で試算しておりますので、それでご説明させていただきます。

仮の料率でございますが、まず医療分が所得割7.62%、平成26年度につきましては、7.19%でした。均等割が2万7,683円、平成26年度は2万5,760円です。平等割が2万1,352円、平成26年度は1万9,980円です。次に支援分です。所得割が2.81%、同じく平成26年度は2.56%でした。均等割が9,954円、平成26年度は8,930円です。平等割が平成27年度は7,678円、平成26年度は6,930円です。次に介護分ですが、所得割が平成27年度2.43%、平成26年度は2.76%、こちらについては引き下げとなっております。均等割が1万1,617円、平成26年度は1万2,190円でした。平等割が6,151円、平成26年度は6,520円でございます。試算については、仮ではございますが、このような状況となっております。

続きまして、モデルケース、4人の200万円世帯の場合でございます。

4人で200万円の所得で、医療分、支援分、介護分の試算をさせていただきますと、年間でこちらは2割軽減がかかりますが40万496円となっております。平成26年度との比較では、

1万4,819円保険料が上がる形になっております。1か月当たりでございますと1,482円という形になります。

療養給付費交付金のお話しさせていただきます。委員ご指摘のとおり、こちらにつきましては、退職者医療制度というものが、先ほど申しましたように65歳までです。さらに平成27年度からは新たに新規の適用をしないということで、段階的な廃止ということになります。これは前期高齢者の制度が平成20年度にできまして、この時点から決まっていたことでございます。こちらにつきましては、いずれはご指摘のとおりなくなっていくと思います。

ただ、今年度減り幅が非常に大きく、来年以降は割と緩やかにはなってくるのではないかなと見込んでおります。

続きまして、給付費の伸びが大きくないというご指摘でございます。こちらにつきまして、総額の保険給付で見ますと、全体では3,394万6,000円の伸び、0.4%の増でございますが、一般と退職の被保険者別で見ますと、一般の被保険者分、こちら保険給付費の中でも療養給付費、療養費、高額療養費と医療費の部分で見たんですが、一般被保険者分では、1億8,200万円ほどふえております。逆に、退職被保険者分が1億1,450万円減っております。この差し引きで見ますと、減っているような形には見えますが、退職分がなくなったのではなく、一般に移られた形で一般がふえた形になっておりますので、総額としてはやはりふえています。要因としましては、1人当たりの医療費はふえております。逆に被保険者数は減っておりますので、1人当たりの単価はふえているものの人数が減ったことによって、トータルで見ますとそんなにふえていないよう

な形に見えますが、やはりちょっと保険料に影響を及ぼしますのは、一般被保険者で保険料を算定しますので、やはり給付費の伸びというのは大きく影響しております。

戻りまして、申しわけございません。所得250万円世帯での保険料の計算をさせていただきます。

先ほどと同じく4人世帯で250万円の所得の場合、年間額でいきますと51万1,230円、これが試算値での保険料となっております。平成26年度比較しますと1万8,813円、1期当たりでいきますと1,881円保険料が改定という形になっております。

次に給付費の伸びと共同事業の関係でございます。

ご指摘のとおり給付費が伸びた分については、当然ながらゼロ円以上という、全ての医療費が共同事業で交付金として対象となってまいります。しかしながら、摂津市だけが伸びているということであれば、当然たくさんもらえるということにはなるんですが、やはりこの高齢化で医療費が伸びているということは大阪府内全体で言えることとなりますので、これは他市との調整でもありますので、必ずしも連動するとは言いがたいというところでございます。

続きまして、1,700億円の影響額についてでございます。

こちらにつきましては、法定繰り入れであります基盤安定の保険者支援分というものがございます。こちらで1,700億円の拡充というものが行われております。金額としましては、平成26年度に比べ約1億200万円ほど増加という形になっております。

続いて、さらなる財政支援はどうなるのかというところでございます。平成2

7年度1,700億円の財政支援がございました。平成29年度以降、さらに1,700億円財源を追加して国保の負担を緩和しようというものでございます。しかしながら、実際のところの具体的な影響額というのは、なかなか摂津市の部分としては見えてこないんですが、国の試算でございますが、1人当たり、今回の1,700億円と次の1,700億円、これで国保被保険者1人当たり1万円の保険料の抑制効果が起こるであろうということが示されております。

続きまして、共同事業の差でございます。共同事業の差が1億5,000万円出ております、激変緩和の部分でございます。ご指摘のとおり府で財政補填はされます。そのうち激変緩和としていただけるものは、予算では1億2,600万円ほど激変緩和分を見込んでおります。こちらにつきましては、平成27年度、初年度については、激変緩和は影響額の9割をいただけるということで1億2,600万円を見込んでおりますが、今後の見通しとしましては、平成28年度は激変緩和影響額の75%、平成29年度は60%ということで示されております。先ほど市来委員のところで平成29年度の都道府県化ということで、当初はそういう形で示されておったんですが、都道府県化が平成30年度ということで今回示されておりますので、平成30年度以降については、基本的には、この共同事業がなくなると、財政が府で一本化されますので、これにより影響はなくなってくるものと見込んでおります。

後に分賦金方式のところでございます。こちらにつきましても保険料、平成30年度以降の都道府県化となった場合、保険料の計算がこれまで統一料率ということで大阪府としては進めてまいりました

が、国では分賦金方式が示されて、分賦金方式でやっていくということが決まっております。分賦金方式の細かいところでございますが、保険料の分賦金方式の設定については、府が府内の給付費の見込みを立てて、市町村に分賦金を決める。要は配分額を決めると。さらに市町村規模の収納率を勘案した標準保険料率も府が示すと。それをもとに市で保険料率を決定するという形になっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問をいたします。

国民健康保険料が本当に高い金額になっていっています。今でも高いのが、またさらに値上がりをするということがわかりました。今の料率のお話では、確かに介護納付分については若干下がりますけれども、医療分と支援分で両方ともで上がるということで、結局医療分、支援分だけの方は大幅な値上がりの仕方、医療分、支援分、介護分の方は、そこまではいかないけれども、それでもやはり値上がりはするというので全てにおいて値上がりなんだというお話だったと思います。去年は、まだ法定軽減が広がった中で、少し下がった方も確かにあったんですけども、今回はもうほぼみんなが値上がりということで理解していいのかどうかということの一つ確認したいと思います。

その値上がり幅も非常にやっぱり昨年あわせて大きくなっていくなあとというのが今聞いていまして実感しました。所得200万円、4人世帯で差額が1万4,819円とおっしゃいましたかね。去年で約1万円ぐらい値上がりしているのが、これを足すと2万5,000円近くの値上げが行われると。その所得200万円、4人世帯でそれです。ここは法定軽減が

かかっていてこれだけ値上がりがあるということですよ。法定軽減のかからない、わずか50万円年間所得が上がっただけ、所得250万円の4人世帯では、昨年6万2,000円ぐらい値上がりしているんですが、それに加えて、さらに差額1万8,813円とおっしゃいましたかね、それがまた上がるということは、その2年間で8万円以上の値上がりが行われると、所得250万円の世帯で、今でさえ高過ぎる国民健康保険料、これが8万円も上がるということになっていくわけです。本当にもうやっていけないという市民にとっては非常に厳しい値上げだと思います。ぜひこれについては、値上げをしないようお願いしたいと思います。この値上げ幅ということについて、どうお考えなのか、もう一度回答をいただきたいと思います。

それから療養給付費ですね。これはことしが非常に大きな額の減り方だったけれども、だんだんもう少し緩やかになるだろうと、そして最後はなくなってしまうというお話でした。これは値上がりの額がどれぐらいかというのは、予測がつかなかったというのもあるのかもしれませんが、だんだんなくなっていくという見通しのものだと思うんです。

保険給付費についても、確かに伸びてはいるんですけども、人数がふえていない分というようなこともありました。摂津市だけが伸びているだけではなくて、他市も伸びていたら、共同事業でそれを賄ってもらえることもなかなか難しいというようなお話だったと思います。しかし、その共同事業において、摂津市は非常に割をくっているのではないかと、激変緩和のところを外すと、1億5,000万円ぐらいの交付金と拠出金の差額があるわけです。これはみんな合わせて

割っているわけですから、摂津市はそれだけマイナスになりますけれども、プラスになっているところもあるのではないかなと思うんですね。そのプラスになっているところが財政的により大変だからプラスになっているのか。摂津市は国保会計は赤字です。ですが、黒字になっている自治体も大阪府下で幾つかありますよね。そういうところに、この拠出金の共同事業の分が拠出金より交付金が多いというような流れになっていっているのではないかなとも思うんです。

大阪府の分け方というのが全国の分け方と違います。全国は所得割が入っていないと思うんですね。これを所得割がもし入っていなかったとして、全国と同じような割合で分けたとしたら、摂津市はこの交付金と拠出金の関係、どんなふうになるのか。細かい数字じゃなくて結構です。今以上にマイナスになるのか、こんなに割をくわなくても済むのか、そこから辺について教えていただきたいと思います。

それと激変緩和というのは、今言われたように、今回は9割見てもらえるということでした。しかし、どんどんとこれは減っていくわけですね。そうしたら今この1億円5,000万円ほどの交付金と拠出金の差というのは、ますます摂津市の国保に大きな影響を及ぼしてくることになると思うんです。平成30年からは都道府県化になるので、これはなくなるとはおっしゃいましたけれども、それまでの間だって国保料が上がれば年々市民は非常に辛い思いをしていかないといけない、苦しい思いをしていかないといけないわけですから、この辺のその激変緩和が少なくなっていく、これについてどう考えておられるのか、お聞かせいただきたいと思いますし、以前は統一保

険料になるんだと、だから今摂津市が何ぼ低い保険料で頑張ったって、いずれは上がってしまうんだから、そのときにいきなり一挙に上がるよりはだんだんなれていったほうがいいみたいなお話をしたのはたと思うんですけれども、分賦金になったということは、摂津市が保険料を決められるということなわけです。もちろんモデルとしては、これぐらいの金額でというのは示されるかもしれませんが、決定は市町村がするわけです。一般会計繰り入れに関しても、一生懸命頑張っていたいて、それをしないみたいな話は、今なくなったとも聞いております。やはり摂津市としては、市民の国保に加入してはる方々の命と健康を守るためには、保険料は本当に払えるだけの金額であるということがすごく大事だと思うんです。やっぱり高い金額を無理やりかけて、国保料を払うために医療費を出し惜しみして、反対に病気になるというようなことがあってはならないわけですし、国保の保険料が生活を脅かすというふうなことがあってはならないと思うので、やはりその辺については、しっかりと考えていただかないといけないなと思います。この激変緩和措置が減っていき、このまま交付金と拠出金の差がやはり続いていくという場合、どうこれから考えていこうと思ってるのか、お聞かせいただきたいと思います。

それから平成30年からの都道府県化になったとして、分賦金方式になったとして、その中で摂津市の国保料を考えると、どういう考え方で、その分賦金について対応しようとするのか、これもお聞かせいただきたいと思います。

2回目終わります。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 2回目のご質問の

1点目でございます。

保険料がさらに上がるということで、全てが改定となるのかというお問い合わせでございます。確かに改定につきましては、昨年度は保険料の軽減の拡充が実施されました。それによって上がる方と下がる方とおられました。平成27年度につきましては、下がる方というのは基本的におられません。上がる方が皆さんになっております。

ここにつきましては、まず保険料の軽減というのが、去年、先ほど言いましたが、国におきまして財政支援が第1弾としてされました。これは低所得者の方を優先に、まずは財政支援をしようということで軽減の拡充が先に去年行われたところでございます。これは平成26年度の単年度だけの措置ではなく、当然ながら恒久的にとられておりますことから、平成27年度も引き続き軽減のほうは同じ形で減る人はいないと、同じ形で軽減のほうはまず拡充されております。それに平成27年度については、先ほどの財政支援の第2弾として保険料支援分の1,700億円分が国のほうで財政支援されております。

もう一つ保険料以外の部分にはなるんですが、平成27年1月から高額療養費の限度額が今まで上位世帯、一般世帯、非課税世帯と3区分だけであったのが、細分化されて5区分に分けられております。その中で、特に一般世帯の方、210万円所得の方を対象とするんですが、こちらについては、今までの自己負担が8万100円であったものが、5万7,600円に引き下げられることによって、給付面の充実というものが平成27年度図られているところでございます。保険料につきましては、低所得者の方にも負担もお願いしなければいけないところで

はございますけれども、こういったもので一定の緩和はされるものではないかなと思っております。

共同事業の交付金についてでございます。確かに黒字になっている自治体も、いろいろなほかに経営努力をいろいろされていると思いますので、共同事業が黒字の直接の影響ではないと思います。摂津市におきましては、平成25年度決算では、確かに共同事業によって1,500万円ほど持ち出してございました。今年度、平成26年度については、逆に共同事業のおかげで摂津市が黒字になるといいますか、交付がふえる状況になっております。来年度以降は、まず持ち出しは間違いのないであろうと思われませんが、これまでの経過でいくと、今年度も助けていただいていたという部分もございませぬ。これまで共同事業については、抛出の方法を検討するに当たって、案の2つが示されておりましたが、ここについては、非常に大幅な持ち出しになるというところがございましたので、以前にもご案内させていただいたとおりに反対させていただいて、新たに3つ目の案が出されて、こちらで一定の緩和を図られるというところで、市町村は了解したところでございます。そこについてはルールにのっとり、今後は進めていきたいと考えております。

続きまして、共同事業が仮に所得割がなかった場合での影響額についてです。

平成27年度の試算でございますが、所得割の部分としまして、抛出額は総額の4分の1を所得割で出しております。それが8億円ほどの金額になっております。それと医療費対象が6億6,000万円ほど出しております。この差が仮に所得割がなかった場合の影響額と見ております。そこで申しますと、約1億4,

000万円ほどが所得割がなかった場合、減っているのではないかなと見込んでおります。

激変緩和につきましては、先ほども申しましたように、少なくなっていくというところでございます。これまでの案でございますが、当初示された案と比較しまして、今回の案は激変緩和を多くもらえるような形で示されております。

また、激変緩和をいただける要件としても、一番厳しいものであれば、法定外の繰り入れをしていただけないというような案も示されておりました。しかしながら、繰り入れは交付要件から除外されておりますので、そういったところで最終的には第3案という形で了解をしたところでございます。

最後に、分賦金方式になったときの考え方でございます。こちらについては、私どもまだ分賦金方式というものが、どういう形で保険料になっていくのかというのが具体的なところは見えてきておりません。標準料率というものの考え方ですね。摂津市としての本来の標準料率はどのようなものかということも、自分たちが考える料率とどれくらい差が出てくるのかということもなかなか見えてこないところがございますので、やはりその辺はもう少し具体的な数字が示されたら、お答えさせていただきたいなと。ただ、標準料率は示されますが、やはり収納努力や健康づくりによって、医療費の適正化の努力をすることで、標準料率より引き下げることが可能ですので、基本的には、やはりそこはしっかりと平成30年度に向けて、これからも引き続きやっていきたいなと考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 3回目の質問をいたします。

今までは、確かに共同事業の交付金と拠出金については、わずかにプラスであったりとか、マイナスになったりとかいろいろしてきたと私も思っています。その額はプラスになった場合もそんなに大きくはなかったらと思うんですけども、それはもういろいろ努力をされてやってきたことだと思っているんですが、一元化になりましたら、そういう努力も及ばずに非常に大きな額が摂津市の国保会計に対して影響を及ぼしてくるということになって、今おっしゃったようにこれが今回はプラスでしてみたいな話にはならなくなると、ずっとマイナスというような見通しをお持ちなんだと、私もそう思ってますけれども、感じました。

これは本当に大変なことだと。しかも激変緩和も最初はある程度あっても、これも減っていくということです。つまり摂津市の国保会計にとってはすごくマイナスになっていくということやと思います。

お話あったように、確かに医療費割のところなくなるかもしれへんみたいな話を一生懸命とどめてもらったりとか、一般会計繰り入れに関しても、それについてペナルティーがかけられるというようなことに対して反対してもらって、それを撤回してもらったということでは、摂津市の努力というのは私も非常によく頑張っていたいたとと思っています。

しかし、今お話があったように全国並みに所得割をなくせば1億4,000万円ぐらいの拠出が減るということです。要するに交付金と拠出金が余り変わらない額になるということだと思っております。これは本来の姿だと思っておりますね。何で全国はちゃんとやってるのに、大阪府はやらないのかと。それで摂津市のように一生懸命頑張ってる市がしんどくなると

いうこと、これは本来の目的から外れると思うんですよ。

共同事業のうたい文句は、やっぱりしんどいこと、しんどくないことあるんだから、お互いにお金を出し合って、プールして、しんどいところを助けようやないかという話やったんじゃないのかと思うんです。これが反対に一生懸命頑張ってるところが非常に苦しい目に遭わなくてはならないというふうなそういう中身になってると思うんですね。

これに対しては全国並みにせよということで、大阪府下の市町村、摂津市と同じようなところ、たくさんあると思います。やっぱりしっかり声を上げていただいて、大阪府のやり方おかしいって、それを言っていたかないといけないと思うんです。今までの努力、もちろん大いにやっていただいたと思っています。

それで、しっかりと勝ち取っていただいた部分があるのは重々わかっています。何もしてないなんて、全然思っておりません。そやけれども、それでも足りずにこうやって国保の会計に影響が出るんなら、やっぱりそこは全国並みにせよというべきだと私は思うんです。何で大阪府だけこんな変なやり方してるんだと言うべきだと思います。ここは強く強く求めたいと思っております。ぜひそのことについて、どう考えておられるかお聞かせください。

それから、国のあり方もそうですし、1,700億円、これについては保険者支援ということで直接入れるお金と言っていますけれども、その後の1,700億円については、本当にこれは国保料を安くするために使えるのかと。基金などを一応つくると言うてますけど、そこから借入れをするという、これが基金が減ると、今度は市町村とかで補充せんな

あかんと。国が最初につくる金額はあるけれども、使ったらやっぱりそれを返すのはあなたたちですよというような話も聞いています。それやったらなかなか使えないわけですよ。たまたまそのときが赤字やったら使いますけれども、赤字財政が続いてるような場合は、そういう基金を借り入れるということすら難しいわけですよ。本当に保険者支援にそれがなるのかということは、非常に疑問です。

知事会のほうは1兆円ぐらいの財源がないとあかんというてたにもかかわらず、両方合わせての3,400億で手を打つたと。非常に腰砕けだと思っていますけれども、やはりこの国のやろうとしてることに對しても、しっかりと反対の声を上げていてもらいたいと思うんです。これでは助からない。1万円下がるみたいなことを言うてますけれども、現実に摂津市の国保料は下がるどころか引き上がるという形になってるわけです。非常にこのやり方というのはまやかしだと思えます。

本当に国保の加入者がしっかりと保険料下がり払える額になるためには、私たちも頑張りますから、ぜひとも市町村からも声を上げてもらって、こういうやり方ではなく、きちんと直接保険者支援としてお金をおろしてもらおうように言ってもらいたいと思えますし、都道府県化になって、それが決して市民のためにはなっていない、何のメリットもないということについて、きっぱりと都道府県化に反対していただきたいと思えます。ぜひそこについてもお答えをいただきたいなと思えます。

分賦金方式、どうなるかはわからないというお話でしたけれども、その細かいところはきっとわからない。私もまだわかりませんが、姿勢ですね。おり

てきたその金額に対して、保険料を合わせていくのではなく、本当に摂津市民の状況が厳しいということをしっかり見ていただいて、保険料を市町村が決めることができるようになってるわけですから、市町村の中で保険料を値上げをせずに頑張っていたとすることが大事だと思うんです。

今いろいろと言ってきましたけれども、本当に摂津市のこの保険料の値上がりに関しては、国であったり大阪府であったり、さまざまなところのやっている制度の問題で今度の保険料の値上がりが起きているのではないかと私はそのように思います。少なくとも共同事業の拠出金が全国並みの50：50やったら、1億5,000万円の今回の割をくっているお金というのは、1億4,000万円ぐらいの差になって、これが1,000万円ぐらしか交付金と拠出金の差額はなくなるというお話でしたよね。1,000万円ぐらいただったら何とかなっていたと思うんです。保険料値上げということをしなくてもやれていたと思うんですよ。これはやっぱり制度のあり方の矛盾が引き起こした値上げだと思います。それについて、それを市民の保険料の値上げでそれを賄うというのは、これはやってはいけないと思うんです。やっぱり市として全国並みにせめて50：50にしろということをお大阪府に対してしっかりと言っていく。でもそれができてない今の段階、それをどうするか。これはやっぱり市がしっかりと受けとめていただきたい。それを市民の保険料値上げという形でツケを市民に回さないでほしい。ここのところについて、どう考えておられるのか、これはぜひお聞かせいただきたいです。やっぱり市民がそれだけの保険料のツケを回されるいわれはないと、私は思って

います。お願いします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、1,700億円の財政支援のところをご説明させていただきます。

平成27年度の1,700億円に引き続き、平成29年度以降1,700億円の財政支援が行われるということになっております。今回は保険料の軽減世帯が多いというのに着目していただいており、1,700億円が保険料抑制のために出されております。

次の1,700億円の部分で今のところ示されているところでは、国保につきましては、人工透析等そういった場合に高額な医療費が発生するというような場合だとか、精神疾患の方が他の保険に比べて多いというところに着目して、こういうところ薄めていこうではないかと、そういうところにピンポイントにいただけるような財政支援になるかなと。

本市におきまして、そういった部分で医療費がふえてる要因も大いに影響しておりますので、そういったところで支援いただければ、保険料についても抑制の効果は出てくるのではないかなと。この辺については交付の方法がどうなるのかによりますので、どこまでの影響が出るかというのはわかりませんが、今のような高額な医療費についての財政支援というところで一定効果があるものと見ております。

保険財政共同安定化事業のところでございます。確かに委員おっしゃるように、これまで私どもも強く医療費割、医療費被保険者割50：50でいてもらいたいというのは、所得割を導入した平成23年度ですかね。それ以前からずっと申してきたところでございます。

しかしながら大阪府としましては、や

はり保険料の平準化を目指しております。こういったところで所得割50%の導入がまず大阪府としては目指しておりましたが、そこについては何とか食いとめれたところではございますが、やはり医療費割を50%に戻すというのは今回訴えてはきましたけども、25%の現状維持というところになったところでございます。

そういった中で、共同事業の拡充については、基本的には、都道府県内の保険料の平準化を目的にやられてるところでございます。そういったところで所得が低い保険者とか、医療費が高い保険者について、そこを調整しようというところでございます。

本市におきましては、所得につきましても若干高いほうの部類に入ります。北摂の中では所得割の割合でいくと低いほうなんですけども、府内で見ますと所得は少し高いほうになります。医療費についても他の保険者に比べて、使われてる医療費が低いほうかなと。平均よりかは少し低いほうになっておりますので、どうしてもこういった状況がございますので、拠出金のほうが交付金を上回るような仕組みとなってしまっております。

そういった中で市民への負担というところでございますが、確かに保険料改定というところで市民の方への一定のご負担はお願いせざるを得ないところではございます。しかしながら、私どもとしましても本来であれば今回の1,700億の保険者支援の拡充によりまして、法定の繰り入れがふえたことで、本来あるべき姿というところで、法定外は減らしていくべきと考えておりましたが、やはり平成27年度につきましては、こういった要因ですね、給付の増や共同事業というものの影響も考慮させていただきまし

て、法定外の繰り入れにつきましては、前年度ベースでお願いして、保険料を算定させていただいたところでございます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今のお話を聞いて、もちろん50:50にしてほしいとか、そういうことについてもずっと言うてきてもらってるということで、私もその辺はわかってるつもりです。なかなかそうならないという現実ももちろんあると思います。

そやけれども、国保料の平準化といいますが、黒字連続で続けている大阪市は、黒字なのに国保料を5年連続値上げをしているという事態です。決して共同事業の交付金が拠出金よりも多いところが値下げをしているばかりではありません。国保料の高いところが下げる努力をしているかといったら、そういうわけではないです。それとこれとはまた違うと私は思っていますので、本当に摂津市民の状態を考えていただいて、大阪府下の中では所得はちょっと高めやおっしゃいましたけど、国保加入者の中で見ればちょっと高いというだけであって、先ほど言ったように年間の所得が200万円とか250万円とかそういう方々は決して所得の高い方ではありません。そういうところに大きな値上げが2年連続で行われるという事態になっているわけですから、ここに関してはしっかりと市民の痛みというのを捉えていただいて、ぜひとも値上げを撤回していただきたいと思います。これはもうお答えいただいても同じ内容が返ってくると思いますので、要望にしておきますが、日本共産党としては値上げに強く反対をします。

法定外の一般会計繰り入れは減らしていくとおっしゃってましたけれども、今のこのような現状の中で、市民に問題が

あるわけではなく、制度の問題で摂津市が赤字になってきているのに、それを市民に負担を押しつけるということではなく、やはり今以上に法定外の一般会計繰り入れをふやしていただいて、ここに関しては乗り切っていただきたいと思います。それも要望としておきます。

それから、国は1万円保険料が下がるとかいろいろ言いますが、確かにわずかな部分では法定軽減が広がったりであるとか、それから今おっしゃったように給付の部分でプラス部分というのが出てきたりとかいうのはあります。そやけども大きくはやはり保険料がそんな1万円も減るようなことにはなっていないというのが実態ではないでしょうか。

小さな市町村では成り立たないんだ、やっていけないんだと、国保財政賄っていくとか難しいんだとずっと言われていましたけれども、本当はその小さな市町村であるところほど健康、健診の問題とかそういうことにも取り組みながら、市町村としての国保会計を黒字にしていってるところもたくさんあります。本当に市民が手のひらに乗る、そういう市町村国保だからそれができるわけです。摂津市もそういうことのできる市の一つだと私は思っています。そういう意味での努力をたくさんしていただく中で、国保会計を健全化していくということが本来の道筋だと思います。

決して都道府県化であるとか、それからこの共同事業の安定化事業であるとか、こういうことによって、ちっとも国民健康保険の会計は楽にはならないし、市民の保険料も下がらないということが、現実に見えているわけですから、もうこの都道府県化に対してきっぱりと市町村から反対の声をぜひとも上げていただきたいと思います。大阪府に対しても、

30年になるまでの間、50:50でやれということを引き続きしっかりと求めていただきたいと思います。

最後にもう一度、国保料の値上げ、これをやめてください。ということで要望としておきます。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 それでは、先ほど来からいろいろとご質問もありましたので、理解できたものは理解したということで省いていって、質問何点かさせていただきたいなと思います。

まず1点目は、先ほどもありましたけど、収納率、先ほど補足説明でも、現年分の90%だとか、あと滞納分で11.5%ですかね、言われてたと思うんですが、その設定の考え方ですね、1点目ちょっとお尋ねをしたいなと思います。

2点目は歳出でありますけども、20ページので非常勤職員等賃金ということで、この分が平成26年度と対比して増額になってるといいます。この内容についてお尋ねをしたいなと思います。

その反面かわかりませんが、国民健康保険料等収納推進員賃金が下がっているということで、これは私の理解では3名から2名へということなのかなと思うんですが、その理由ですね、お尋ねをしたいなと思います。

次に、コンビニ収納代行業務委託料というのが、平成26年度と比較して、ふえてきていると思うんですが増額の理由で理由というか内容ですね、お考えをお尋ねしたいなと思います。

もう一点は補正でありますけども、今回も雑入という面がふえていると思います。この辺どう捉まえておられるのかお尋ねをしたいなと思います。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、予定収納率現年分90%、滞納分11.5%の考え方でございます。

予定収納率につきましては、先ほどの共同事業の激変緩和にも影響してくるんですけども、予定収納率が実際の収納率と5ポイント以上乖離していないことというのも共同事業激変緩和をいただくに当たっての交付条件となっております。

そういったところもございまして、平成25年度が90%保険料の収納率現年到達し、平成26年度の今の現状の推移で見ましても、ほぼ平成25年度と同水準か若干上がるような状況でございますので、平成27年度も同じような形で、90%という予定収納率を設定させていただいております。

滞納繰り越し分におきましても、同様にこれまでの推移でというものを見ながら11.5%というところで予定収納率を設定させていただいております。

次に、非常勤の増加の要因でございます。非常勤の賃金の増加の要因でございますが、非常勤の職員につきましては平成26年度の途中に1人増加しております。その分につきましては、これまで人事課の予算でいただいておりますものが、平成27年度から国保の特別会計のほうで組ませていただいた関係で、非常勤賃金が増加いたしましたものでございます。

それと、収納推進員の賃金の減でございます。こちらにつきましても委員ご指摘のとおり、これまで3名でやっておりましたが、1名、平成26年度の途中で退職となりました。そういうようなことから、補充をせずに業務の見直しを行いまして、何とか2名体制で収納推進員はやっておるといった状況でございます。

申しわけございません。先ほど平成2

6年度で非常勤1名ふえたと申しましたが、平成25年度の途中で、平成26年度は一年間いておりましたが、人事課の予算で組んでおりました。

補正でございます。雑収入の増加の理由でございますが、今回補正で増の理由となっておりますのが、国庫の返還金ですね、こちらが約3,000万円ほど年度末で返還となりました。その財源を雑収入で計上させていただいてるところでございます。

雑収入につきましては、推移を見てますと年度当初と比較しましたところ、当初といいますが、平成25年度決算の繰上充用させていただいたときに、約4億の雑収入がございましたが、現状、雑収入は減少しておりますので、何とか赤字は回避できるかなというような状況でございます。

最後に、コンビニ収納につきましては、確かに平成25年度から比べますと、ほぼ横ばいではございますが、件数として、2月末現在で2万5,000件ほどコンビニで利用いただいております。そのような状況で平成27年度加味しまして予算計上させていただいたところでございます。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 最初の収納率の件であります。これは本当に90%切ったりとか、いろいろとあったりとか、それはペナルティーとかもあったんですが、ここ1年、2年は現年分、約90%で推移してきているということでもありますけども、これは単純にこれをよしとするのか、どうなのかというのは考えるべきだと思うんですが、90%でいうと10件に9件ということでありまして、その1件分が滞納の分が上がってくるというようなことにもなってくるのかなと思うんですけ

ども、もし、収納率が100%にいったんならば、私の単純計算なんですけど、年間のこの保険料が1万円強ぐらいですか、安くなってくるのかなと思いますので、そういう意味ではいろいろとこれまでもこの委員会も本会議もこの保険料等々、本当に議論がされております。

これは本当によいことだなと私も思いますし、やはりこの保険料というのを市民の方からすれば負担感が本当に大きいということも私も一定認識をしております。その一方で、医療の関係で、病気になった、またけがをされたということでやっぱり病院に行かざるをえないということがありますので、そういう意味では国民健康保険皆保険ですね、ということがあるからこそ、病気も治せるし、けがも治せるしということになってくるのかなと思いますので、そういう意味ではこの収納率もしっかりと高めていくということが本当に必要なことなんだろうなと思います。

そういう意味で、この歳出でもありましたけども、この推進員賃金ですね、3名から2名ということでもありますけども、本当にこれが今まで3名でやっておられた方が2名でやっていくということになりますけども、この辺がしっかりとやっていくというところに、この収納率のことも滞納分とかも含めて上がっていくのかなと思いますので、この辺はしっかりと収納率を高めていくという努力をしていくべきなんだろうなと思います。だから、歳出面はこの療養給付費なんかにおきましても、これが市の努力というのはなかなかしづらいと言うたら怒られますけども、できない部分もかなりあるかなと思いますので、そういう意味ではしっかりとこの収納率を高めていくという努力をやはりして、やっぱりやっていくべ

きなんだろうなと思いますので、これは要望としておきますので、よろしくお願いいたします。

コンビニ収納の分であります。これも利用が結構あるということでありまして、やはり自分の住んでいるところから、身近なところで行けるというところが一番メリットがあるのかなと思いますし、また時間的なものですね、午前9時から午後5時15分までの時間制限なしで納金ができるというようなことが一番大きなメリットがあるのかなと思いますので、その辺はまたしっかりとお知らせというか、PRしていただいて、利用していただくことをふやすということも、この収納率も関係してくると思いますので、しっかりと取り組んでいっていただきたいなと思います。

補正の雑入の件であります。これも数年前からすれば減ってきてるというようなこともありますし、その先からすれば1回ふえてきて、それでまたちょっと下がってきてるという状況かなと思います。

平成30年の広域化ということもありますし、あと4年間ほどをしっかりと見つめていきながら、やはり減らしていくという努力をやはりしていかなければいけないのかなと思います。

そういう意味ではトータル的にはこの収納率を上げていくというところがやはりこの行政として努力できる部分だと思いますので、しっかりと取り組んでいただけるように要望としておきますので、またよろしくお願いいたします。
○上村高義委員長 ほか。山崎委員。
○山崎雅数委員 では、私のほうからももう少し聞かせてもらいます。

先も平成26年度も黒字というようなこともちらっと見通し出ました。それにもかかわらず、保険料が上がるというの

は、先ほども説明がありましたけれども、支える被保険者数が減少し、1人当たりの医療費がふえるという構造的なもので、医療費がふえて支える側が減れば、保険を払う側の1人当たりの分がふえていくというのは構造的なもので問題があるんだということを我々何回も言いまして、だから国やら府やら市やらの補助が必要なんだと。国庫補助が減らされてきている、これが一番構造的な問題だと思っております。

国は今度の予算でも、医療費は抑制をさせようということで、だから70歳、71歳の方が1割負担にはならない。要するに、お金を個人で払わされる。それから、高額限度額の充実も言われましたけれども、所得の多い人は上がりますよね。そういった部分でも医療費の抑制が図られてくる。こういう構造の中で消費税が上げられて、本当に苦しいという方々が払っている保険だということをしっかり頭に入れて、摂津市を支えていかななくてはならないのではないかなと思っておりますけれども、そこで16ページのこの法定外の繰り入れですけれども、事務費などを除いては軽減のための独自繰り入れというのは、今現在どうなっておりますか。それをお聞きしたいと思います。

それと、32ページのヘルスアップ事業ということで誰もふれられなかったので、健康に寄与してどういう事業をやられて効果をどう考えておられるかと、この2点だけお願いします。

○上村高義委員長 安田課長。

○安田国保年金課長 まず、法定外繰り入れの現状でございます。法定外繰り入れとしましては、平成26年度予算と比較させていただきますと、平成26年度予算で3億35万1,000円が当初の予算で計上させていただいておりました。

平成27年度につきましては、先ほど増永委員のところでご答弁させていただきましたように、昨年ベースを何とか維持をしていただくようお願いしております。最終的に金額としましては、3億727万9,000円。これが法定外の繰り入れの部分でございます。

続きまして、ヘルスアップ事業の部分でございます。ヘルスアップ事業につきましては、まず、平成27年度については、データヘルス計画というものをメインに進めていきたいと考えております。その中で計画をつくるに当たっては、摂津市の健康課題の把握をまずさせていただきまして、これまでやっていた保健事業を見直し、そういったもので今後の健康づくりをどう進めていくのかというものを、データヘルス計画の中で組み込んでいきたいなというところでございます。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 法定外の繰り入れということでありませけれども、法定外であってもいろいろ義務づけというか、制度の中での繰り入れをされておるわけで、おとしのように本当に保険料軽減のための独自の市の繰り入れというのをしなければ、さっき言ったように構造的なもので国からも府からも共同拠出金からもなかなかお金がいただくことはできない、国保会計としては保険料を上げざるを得ないという説明をずっと今、されてきたんだと思うんですけれども。

そうなると、摂津市の態度として、この保険料が上がることに對してどう考えておられるのか。副市長どうですかね。市の態度として国保会計に対して責任をしっかりと持っていないといけないと思うんですよ。

最初に言いましたように、70歳以上の方がことからは自己負担が下がらな

いわけですよね。これが去年から下がらないいわけですよ。それこそ10円安ければあっちこっち走るといふ庶民の生活からしてみれば、これだけの保険料の引き上げというのは痛みを感じてもらわないといけないと思っています。

繰り入れの部分で言うと、減らされてきている背景がありますから、これに対して市の態度としていいのかどうかお聞きしたいと思います。ぜひ、副市長お願いします。

○上村高義委員長　まず、安田課長。

○安田国保年金課長　繰り入れの総額のところだけ先にご説明させていただきたいと思います。繰り入れ総額で申しますと、平成27年度でございますが、約1億3,600万円が法定外を含めての繰り入れ総額となっております。これにつきましては、単年度措置として、1億円繰り入れの特別に増加していただいた平成25年度の決算と比べましても、総額では1億2,600万円ふえております。また、1億円の増加がなかったその前の年の平成24年度と比較しますと、総額で2億2,000万円ふえている状況でございます。

当然ながらここにつきましては、国の財政支援などで総額としてはふえておるといふ状況だけご説明させていただきます。

○上村高義委員長　小野副市長。

○小野副市長　先ほどから増永委員、また山崎委員からご指摘受けておりますけれども、この平成27年度予算も繰り入れ、繰り出しの関係いきますと歳入の中で約9%ぐらい出しておるといふように思います。

それで、この議論は前からありますが、私も注目しておりますのは、摂津市のその全体に繰り入れ、繰り出しの関係でい

きますと摂津市はナンバーワンなんですね。これは間違いなく。だからそこではいろんな議論ありますけど、頑張ってきたと思います。

それで、この問題は一つ言えるのは、きのう指示しましたが9月以降間に合うように第5次行革の全て出せということで、そのためにはいつまでにやらないとあかんかということで、逆算しなさいということで指示出したんですけどね。やっぱり市民1人当たり所得が摂津は確か43所で38位ぐらいなんですね。確かそうだと思うんです。すごく古い数字ですが、確か平成17年ぐらいだったと思うんですけども。それで、そこにその法人市民税を見た場合は摂津市は、ナンバーワン、ナンバーツーなんですけど、個人の個人ではきわめて厳しいと、これはだから単独扶助費がある理由なんですね。

だからそういうところのことを、市はどう整理するのかということであると思います。

それで、この国保特別会計を見たときに、市の財政力が豊かであれば、今までどおりその分は保険料の負担軽減をすればいいと思うんですね。ただ、きのうも総務常任委員会で議論していたんですが、その答えにはならないんですけども、いずれにしても摂津市の場合は、平成31年までは確実に社会保障関係経費は上がってまいります。これは間違いありません。これは全国的なことなんですけども。例えば平成20年度予算は、補助費85億円程度だったのが、ことしは92億円までいきました。ということは、今、350億円の初めて大型予算組んだんですが、もう二、三年で扶助費はこの3分の1までいくと思います。これは摂津市の高齢化を考えると平成31年ぐらいまではとまりません。だから、そこ

のことを抑えて、摂津市のこれからの問題をどう考えるかということだと思っております。

私は副市長として、ここだけの議論ではできませんけども、大きく見るならば、今までは例えば平成17年の摂津市が夕張に続いてワースト4位までいきました。そのときに、その時、経常収支比率が110ポイントまでいきました。それで平成24年の100.2で7年ぶりにまた超えました。

それをどうやって賄ってきたかといいますと、そのときの支出見ますと人件費で5.3ポイント下げて、そして扶助費が6.2ポイント伸びたと思います。すなわち、人件費によって扶助費を賄ってきたんです。

ところが、御存じのように職員数も639名までやりました。904名から。ですから、これからのことで考えると、たばこ税ももう入らない。だから歳入をどこで確保するかという方策が見つかっておりません。

したがって、今後としては、やはり市債の発行と基金繰り上げのバランスをどう考えるかが、一番の摂津市のポイントになると思います。基金をどう崩すか、そして市債の発行をどこまでいくかということになります。

それから、そういうことの中で人件費は限界に来ていますが、これをもう一歩下げざるを得ないと私は思います。したがって、きのう人事課長にも言ったんですが、639名ぐらい今おるんかと思うんですが、これをこの秋までにどれぐらいまで切り詰めるかと、どこで切り詰めるのかということになります。すなわち、ケースワーカーの問題もご指摘がありました。私が市長公室時代に7年間ぐらい技術職の採用をとめました。それが今、

もろにこの公共施設の適正維持に、都市整備部からは職員が足りないという声が上がっております。こういうところは増強していかなきゃならない。だからその辺のところでは人件費でもう少し切り詰めることは切り詰めた上で、そういう扶助費の問題もどう対応するかということと、市長が約束しておる来年度はこどもの医療費助成は確実に中学校までいきますから、これは私たちも理解しておりますので、そういう大きな流れの中で私は見るべきであると思います。

繰り入れ、繰り出しの関係は摂津市は頑張ってきたわけです。ここはやっぱり評価していただきたいと思います。だから、そういうところで我々もできるだけそういう市民の負担はできるだけしないように、どうやったら摂津市のこの財政の中でいけるかということは考えます。ただ、委員との考えが違うところがたくさん出てくるとは思いますが、いずれにしてもその辺のところを見ながら、この基金のあり方、繰り出しのあり方、市債発行のあり方、これらを大きくまとめた上で、私は9月議会で出します。出さなかったら議論できませんから。私はきのう指示したんですが、8月の末ぐらいまでに人件費問題も出して、そして9月議会で議論をしていただいて、12月議会で議論していただいて、予算に臨むと。その中でこの問題もこれからの繰り入れ、繰り出しの関係もふまえて、基金の取り崩しの問題、市債発行のバランスをどう見るかということを考えています。

総務常任委員会ではありませんが、私は一番の問題というのは、やっぱり969億円までいった市債発行が、今、600億円を切っておりますから、私はできるだけこの市債発行は、返していくお金の

範囲内で発行しなければ、ふえていく、ここは大前提としてやっていかないと、市民の借金だけが積み上がると。気がつけば借金まみれであると。基金の繰り入れもいいんですが、その辺のバランスをどう図るか、なかなか特効薬ありませんが、その辺の議論の中で議会に必ずお示しいたします。一昨日は保健福祉部長の決意表明を求めておりましたけれども、これは保健福祉部と教育委員会がもっておる中身でございますけれども、それを私も重く受けとめております。だから、そういうことをどう対応できるかと、ある日突然にやるということになりませんので、9月議会に間に合うような形でお示しをした上で考えさせていただきたいと、私どもも値上げはしたくないということは重々思っておりますが、そういうことを見ながら考えさせていただきたいと思っております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 繰り入れも努力をしていただいているのを承知しておりますが、国保被保険者に対しての責任を市が果たしていくということは、その財政が豊かだとか人件費がどれだけ削れたから、ほかに減らすところがないから国保にはいれられませんとかいう議論ではないと思うんです。

要するに、財源を持ってくるというのは市の責任であって、財源があろうとなかろうと社会福祉保障というのはしっかり行っていく。これは自治体の責任だということを、しっかり世の中に置いてもらって、国保料が上がるのを黙って見過ごすのかという態度かということをお聞きしたかったわけなんですけども。

だから、そういう意味では先ほども課長からも説明ありましたけども、国からの財政支援もだからあるわけですよ。

だからこれが今回生かしてないわけですよ、1,700億円の繰り入れ。国の財政支援が生かされるだけの繰り入れをやっぱり市は責任を持って行っていかなくてはならなかったんじゃないかと思っております。

ぜひ、それこそ途中からでも見直しはできると思うんですけども、ぜひ値上げを極力抑える努力というのをこれからでもしてもらいたいと思います。要望しておきます。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩いたします。

(午前11時45分 休憩)

(午前11時46分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第8号及び議案第14号の審査を行います。

本2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 後期高齢者医療保険制度に大きな改定はありません。昨年、私も後期高齢者広域連合議会にもこちらから送っていただきまして、大阪府が千葉県などと同じように保険料軽減のための繰り入れを行わなかった数少ない都道府県だったんです。でも、そういうことで本当は上がらなくてもよかった保険料が去年は上がったという背景があります。これに関しても、後期高齢者広域連合議会だけではなくて、やっぱり自治体からも大阪府とか国にも、これからの後期高齢者医療を支えられる制度にしてもらえるように声を上げていっていただきたいと思っております。

これからも現役並みに2割負担だとか3割負担だとか9割軽減がなくなるだと

か、本当に制度の改悪が進もうとしてますんで、ぜひとも国にもものを言っていたきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○上村高義委員長 ほかないですか。

以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午前 11時47分 休憩)

(午後 1時 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第7号及び議案第13号の審査を行います。

本2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

市来委員。

○市来賢太郎委員 それでは質問をさせていただきます。

介護保険特別会計の予算についてですけども、保険料について、介護保険の条例の改正により第6期の介護保険料の基準額が月額5,460円で、第5期に比べて470円ほど値上げになってますけども、第6期の算定方法についてお伺いします。

また、近隣市や府下の状況についても教えてください。

加えて、介護保険料の納付方法と申しますか、特別徴収と普通徴収とありますが、収納率について教えてください。

あと、もう1点ですけども、私の親の世代と申しますか、団塊の世代と言われる方々は75歳ぐらいに、あと10年ぐらいでなろうかと思っておりますけども、そうなったとき、あと10年後、2025年ぐらいですかね、そうなったとき摂津市の介護保険料がどうなっているのか、想定される範囲で教えていただければなと思っております。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、市来

委員の4つの質問にお答えいたします。

まず、第6期の介護保険料の算定方法についてということで、ご答弁申し上げます。この介護保険料は、国から提供されました保険料の算定のワークシートにより、本市の高齢者の人口であるとか高齢化率、また75歳以上の後期高齢者の割合、所得の状況、それと施設サービス等の整備も含めての情報、それと介護保険給付の伸びの状況、また保険料の収納率、基金の取り崩し額等を今回介護報酬の引き下げもありましたけども、こういうような情報を入力しまして、大阪府のヒアリングを受けた後、今回提案させていただいてます5,460円が算出されたということになります。

次に近隣市の介護保険料の状況ですけども、北摂10自治体の中では低いほうから7番目であります。大阪府下41団体で見ますと、低いほうから12番目となっております。また近隣の自治体の介護保険料につきましては、茨木市が4,940円、8.57%の増、吹田市が5,390円、3.83%の増、豊中市が5,661円、11.97%増、大阪市が6,758円、14.6%の増と聞いております。府下平均は5,761円で、上げ幅が760円となっております。上昇率を平均しますと15.3%という状況でございます。

3点目の介護保険料の納付方法についてですけども、介護保険料はまず2つの方法がございまして、年金からの天引きによる特別徴収、それと納付書により納めていただく普通徴収の支払い方法がございまして。特別徴収はおおむね84.7%の方がご利用されて普通徴収の方が10.8%の利用、また普通徴収でありますけども口座振替をされている方が910名ほどおられまして、その方が4.5

2%となっております。

次に、2025年の介護保険料についてというご質問なんですけれども、今回国から提供されましたワークシートにより2025年の数値が出るような仕掛けが組み込まれています。ただ、この算出については簡易的に算出するような形で、諸情報を入力していくような形になっておりません。概算ですけれども、その額は基準額8,334円と出ております。

収納率につきましては、介護保険料賦課されますと、賦課額を調定額に持っていくしますので、年度末にだんだんと収納率が上がっていく形になります、月単位では切っておりませんので。平成25年度は普通徴収の徴収率が86.7%、これと比較しましてこの平成26年度はほぼ、この2月で同様の収納状態になっておりますので、年度末におきましては、普通徴収は去年と同様に86.7%になるかと思っております。この収納率につきましては、ここ3年を見ますと順調に、少しずつでありますけれども、向上しておる状況でございます。

特別徴収については100%徴収になっております。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご答弁いただきまして、介護保険料の値上げについて、府下どこの市も上がっているから、まあいいかというわけでもないんですけども、うれしいことではないので、しっかりとした説明も必要だと思います。その中でいろいろと勘案しながら、調整していただきながら、最終的に上がったんだという説明をいただきましたので、その点については納得しました。

それと、収納率について特別徴収が100%で、普通徴収86.7%、この最近を見ても上がっていると伺いして、

すばらしいなと思ったんですけども、効果が出ているんでしょうけれども、こういった取り組みをして収納率が上がっているのか、その辺についてご紹介いただきたいなと思います。また、もうちょっと上げるための、これから考えておられる取り組みなどあったら、その点についてもお聞かせ願いたいなと思います。

それと、先ほど伺った10年後にこの介護保険料というのがどうなるのかと伺ったら、保険料が8,334円ぐらいになるだろうと伺いして、漠然とした予想でしようけれども、びっくりしました。介護保険だけではなく、国民健康保険とかいろいろと支払うべきものがある中、高齢者が月々8,334円負担し続けるというのはちょっと考えづらいなとは思ったんですけども、その点についてどうお考えなのか、どうしていくべきなのか、担当の方のお考えをお伺いしたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 まず、保険料の収納の対応と言いましょうか、未納の対応、また収納率を上げるための取り組みにつきましては、本市におきましては、定期的に毎月、月次処理で督促催告を行っております。先月の2月には813件の方に対して督促を送りました。督促の総額は3,944万円分の督促催告となっております。この督促は2か月おくれの方で督促する形になりますので、年度末には多くの方が納付されていて、おおむね半分ぐらいの未納に減る考えでおります。また、例月の処理ではなくて、未納者に対する取り組みとしまして、年4回の訪問徴収を実施しております。平成26年度は161名とお会いしまして、納付勧奨をお願いしたところでございます。また、納税課で取り組んでおられます未

納者への電話コールという啓発行為がありますので、8月と12月に介護保険の未納者に対しても一定、電話コールにより契約をしていただきまして、アポイントメントをとりながら納付勧奨を進めているところでございます。

次に、2025年の介護保険料の考え方につきましては、今回、国から提供されたワークシートによる概算的な金額に対して、実際、最終的にどの金額に落ちつくかは別としまして、かなりの金額になります。私どもとしましては、できることとしましたら、いつまでも元気で、高齢者が暮らしていただくことが給付費の抑制、ひいては介護保険料の負担の軽減、結果的に介護保険料の伸び率の低下であったりとか、現状維持であったりとかに結びつくことから、今回の制度改正におきます予防給付も踏まえまして、予防の取り組みを進めていきたいと思っております。また、給付におきましては適正指導を順次実施しまして、適正な介護保険の利用など、いろいろな取り組みを進めながら最終的に、保険料の上昇の抑制につなげていければと考えております。このことにつきましては、長期的な展望に立ち、取り組んでいきたいと考えております。

○上村高義委員長 市来委員。

○市来賢太郎委員 ご答弁いただきまして、ありがとうございます。

未納になってしまった方の話なんですけれども、納付書が来たけど払い忘れちゃったよというぐらいだったらいいんですけども、どうしても払えない方とかがいたときの場合とかもあるかもしれないので、その都度その都度その方に合わせて、それでお話を聞いてあげて、それでちゃんと徴収できるような体制を整えてほしいと思います。

その中で平成26年度161名とお会いされて、それで納付いただいているということなので、そういった取り組みももっと進めていただいて、みんなが適正にお支払いをしていただいて、そして必要な介護サービスを受けられるようにしていただきたいと思います。極端な少子高齢化がどんどん進んでいっているわけで、そういったところのしわ寄せというのは、この介護のところにごく来ているんだなと思います。これからの10年もどんどん大変になっていくであろうと予測されるので、約8,000円というような保険料に上がっていくと予想されるということもわかります。どうやって対応していくかと考えないといけない時期に来ていると思いますけれども、まずやっぱり一番最初にできるのは、ご高齢の方ができるだけ介護が必要にならないように、介護予防というところをしっかり取り組んでいかなければいけないのかなと思います。介護が必要になったとしてもできるだけ軽度なところでとどめていただくと、健康寿命をどんどん長くしていただければいいようにしたら、少子高齢化のしわ寄せへの対策となるのかなと思います。その辺についてもご尽力いただきますよう、お願いいたしまして要望いたします。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。増永委員。

○増永和起委員 介護保険についての質問をさせていただきます。今、市来委員からも保険料についてというお話がありました。やはりこの介護保険料の引き上げというのは非常に厳しいものがあると思います。この基準額というのは本人は非課税であるという、家族の方に課税の方があるという方です。そういう非課税

になるような、わずかな年金からついに1万円を超える額が2か月に1回ですので、5,460円ですと1万円を超えるということになると思うんですが、それが天引きされてしまうと。本当に生活が苦しくて大変だという声を聞いております。また、段階によって金額がどんどん上がっていきますので、もっと年金が多いというような方、本人が課税であるという方なんかでしたら、もっともっと高い保険料が天引きをされるということで、本当に厳しくなっていると。年金そのものはどんどんどんどんこれから、今までも下がってきましたし、これからマクロ経済スライドが導入されたら、30年ぐらい下がるというふうな話もされています中で介護保険料が引き上がるということは本当に厳しいことだと思います。一般会計からの繰り入れということ、これに関して、できないというご答弁がいつもあるんですけども、国は絶対に何が何でもしてはいけないというふうな回答をしていないと思うんですが、そこについて聞かせていただきたいと思います。保険料の引き下げに対してぜひ積極的に取り組んでいただきたいなと思います。

それと、基金を全て取り崩してこの第6期の保険料の算定に当たっては、極力金額が上がらないようにしましたとおっしゃっていただいていると思うんですけども、平成26年度末この基金の残高というのは一体、最終的には幾らになるのかということですね。それと、それをどう取り崩してこの新しい第6期中に入れていくのか。今回の予算の中で繰入額というのが基金から取り崩しての額というのが見えないと思うんですけども、その反面、積み立ての金額というのが上がっております。2,000万円ぐらい基金積立金というのが入っていますね。

この辺の関係についてちょっと教えていただきたいなと思います。

また第5期のように、一旦取り崩して全額入れてはいるけれども、その倍ぐらいの金額が基金に積み上がっていったというふうなことが今回はないようということで、何度もお願いをしているところでございますので、その辺についてお聞かせください。

それから、今回、国ではこの介護保険の制度を大きく変えるというふうなことが行われようとしています。私たちは4大改悪と言っておりますが、その一つです。ね、介護保険料の利用料負担ですね、今まで1割、全員1割だったものを2割に引き上げるということが出てきています。これは具体的にどんな人が対象になって、いつからで、摂津市はどれぐらい対象になる方がいらっしゃるのかということについて教えてください。

それから、4大改悪の2番目ですけれども、施設入所、食費などの費用ですね、こういうものについての軽減措置がありますが、この基準が厳しくなるということを知っています。それについて具体的にどういうものが厳しくなる内容なのかということと、それから摂津市ではその軽減を受けていらっしゃる方がどれぐらいおられるのかということについて教えてください。

それから、4大改悪のその3ですね、施設入所、これについて原則、要介護3以上ということも言われています。ただし、要介護1、2の人でも市町村の判断で入れるという特別な場合というの也被言われていると思いますので、これについて教えてください。

それから、4大改悪のその4ですが、要支援の方の通所の分と訪問介護の分が介護保険の制度から外されるということ

になっています。総合事業というのが新たに立ち上げられて、その中で市町村の、これも権限が広がってその対応をしていくということが言われていると思うんですけども、摂津市は平成29年度から行うとおっしゃってます。このかがやきプランの中でも113ページで、平成29年度の介護予防訪問介護と介護予防通所介護、この算定推計がほかの2年と比べるとぐんと下がっていると思うんですけども、具体的にはこれをどこでどのようにやろうと思っはるのか、この推計の中には入らないということになると思うんですけども、またそこで新たな事業展開というのは具体的にはどう見積もっておられるのかということをお教えしてほしいと思います。それから、その総合事業についてですが、シルバー人材センターへの支援ということで、かがやきプランの77ページに介護保険法改正では高齢者の持つ能力を生かし、世代内への互助を積極的に推進していくことが求められます。これ平成27年度の介護保険法改正では、という中で書かれてることでですけども、ここで今後もシルバー人材センターが会員の拡充と就業先の開拓を図り、社会に貢献する取り組みを推進することができるよう支援しますと書かれていますが、具体的にこの介護保険法の改正とこのシルバー人材センターの支援ということで考えておられることがあるのであれば、教えていただきたいと思っています。

それから、この総合事業の問題については摂津市としてこうしていくんだというのはまだはっきりと出てないと思うんですけど、このかがやきプランの中でも厚生労働省資料がたくさんずっと並んでいるという形で、これを摂津市がこのままやっていくということでは恐らくないの

だろうと、厚生労働省はこのように言ってますよということを紹介してはるんだろうなと思うんですけども、かがやきプランの115ページの中に、訪問型サービスというところで、厚生労働省の資料がそのまま載せられています。現行の訪問介護相当の部分と多様なサービスとしてある部分の中で、訪問型サービスへ緩和した基準によるサービスというのが出てきます。これについて、先ほどのシルバーの問題とも絡むのですが、こういうものを導入しようとしているのか、今考えておられることがあったら教えていただきたいなと思います。

それからですね、4大改悪とはまた別ですけども、介護報酬の引き下げというのが行われました。過去最大の引き下げに近いぐらいの引き下げ額になっています。これについての影響ですね、事業所であるとか、働いていらっしゃる方であるとか、いろんなところで影響が出ると思うんですけども、そういうことについて教えていただきたいと思っています。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、増永委員の質問にお答えいたします。

まず、1点目。一般会計からの繰り入れにつきましては、この介護保険制度は、給付費に応じて65歳以上の方また40歳から64歳の方、それと国、府、市が負担して保険を運営していくという制度でございます。そういう状況を見ますと、一般会計から繰り入れしまして、65歳以上の方の高齢者の部分に充てるということがなかなか非常に難しい制度だと思っています。ですから、今のところ一般会計から繰り入れて対応することは考えておりません。

次に、介護保険料を少しでも抑制するために基金を取り崩してということをお考

えておりまして、基金につきましては利息等いろいろありますけども、概算としまして1億6,337万5,235円をこのワークシートに入力しております。また、この1億6,300万円程度の投入によりまして、221円の減額が達成できて、今回お願いしております5,460円の基準額が設定できました。今のところ、府下でも12番目に安いほうで算出できている状況でございます。

次に、利用料の負担が1割から2割になる人数はというところですけども、私どもが試算したところによりまして、去年の試算では、まず1割負担が2割になるということは、所得が、合計所得が160万円以上の方で、年金で単独の方で換算しますと280万円以上の方ということになりますけども、認定があり、この所得の方は、385名おられました。そのうち、サービスを利用していたかかないと負担がありませんので、サービスを使うという前提で抽出しますと、65名の方が対象になるという形で把握しているという状況です。

次に、施設入所等における低所得者への施設需要におきまして、食事代の減額の補足給付という制度がございます。これにつきましては、従前の要件プラス国から預貯金が単身で1,000万円以上を超える人、または夫婦で2,000万円以上の預貯金をお持ちの方は対象外であるとか、世帯分離して施設に入られても世帯前の状況を勘案して配偶者が、課税されていた場合は補足給付の減額の対象にならない、であるとか、従前非課税年金として収入の算定がなかった遺族年金や障害年金も一応収入として見るという形で、収入要件がかなり厳しくなってきた状況でございます。現在、この補足給付の減額者の発行の方は639名の方

がおられる状況でございます。

それと、今回、制度改正によりまして、特別養護老人ホームの入所要件が今までは介護度1以上であったものが、4月1日以降は要介護度が3以上でないとい入所できないというところにつきましては、大阪府の入所の選考指針をもとに府と市が連携して共通の基準を持ちまして、対応して特段の配慮の必要な方につきましては、特例として入所を考えるという形の道筋が確保できたことにより、その運用は今後、市の保険者で判断していくこととなります。これにつきましては、以前の議会でもご答弁させていただきましたが、今現在要介護1、2でも一定、事情のある方、または認知症が進みつつある方とか、いろいろな方がおられますので、状況に応じては、その理由を斟酌しながら継続して申し込みができるようには何とか考えていきたいという気持ちではしております。

次に、要支援の訪問介護、通所介護が平成29年4月より市で事業をしていくという形になります。この事業につきましては、市の直営ですることは非常に難しいと思っております。また、国が地域の活用を生かしてという前提もある中で、私どもとしては従前のような専門家によるサービスが受けれる事業者のサービス、また元気な高齢者が高齢者を支援する内容を考えますとシルバー人材センターなど、NPOも含めて、老人クラブも含めて、そういうところにお力を借りて構築していくのも一つの方法と考えております。また、地域の自治会等の方々についてもボランティアの精神をお持ちの方が多いので、そういう方のご助言や協力をいただきながら、またそういうような事業も展開して幅広く選択肢のある中で利用ができるようなサービス提供に努めて

いきたいと考えております。

続きまして、シルバーの支援というところの話ですけども、少し今の話と重なっていくと思いますけれども、今後、シルバー人材センターにおきましても、民間の事業を獲得しながら展開されていく分、またこういうように国から地域の活用ということで、高齢者を見守っていくスタンスでは、シルバー人材センターに一定協力していただいて、取り組んでいきたいと考えております。

例えば、通所介護、訪問介護など、協力いただけるところはいただいて、事業展開していただくことによりまして、逆に言えば、それも仕事の獲得といいましょいか、仕事をつくっていきながら、シルバー人材センターの今後の活躍場所が提供できるものと認識しております。この2年かけて、報酬の額の含めまして、検討していきたいと考えております。

それと、厚生労働省が示しております多様なサービスということで、訪問型サービスといいますと、1、2、3、4という中で、専門家といいましょいか、事業者による、委託によるサービス提供。

次に、補助制度になりますけれども、住民を主体として、サービスを提供していく事業等、おおむね基本的には2つに分かれると思います。

この介護保険のサービスというのは、介護を受ける方は、認知症であったりとか、非常に日々の生活が厳しい方ということでサービス提供をするわけですけども、例えば、風邪をひいたら、きょうはちょっと来てもらわなくて結構ですとか、スケジュールの変更とか、常々サービス提供の日など変わっていくこともありますので、なかなか住民を主体としたサービスは、変更には応じきれないところもあろうかと思えます。

特に、ボランティアさんで、気持ちを持って対応していこうとしているところに、きょう熱やからやめといてというような変更には対応しにくい状況も出てこようかと思えますので、それは一定事業者を通じての対応でしていくのが、よりいいのかなと思っておりますので、事業所のサービスと住民のサービスをミックスしながら構築していきたいと考えております。

次に、介護報酬の引き下げがあったことについての影響ということで、今回、国から介護報酬が2.27%引き下げとなりました。

特に、在宅系というよりも、施設側の減額幅が非常に大きいです。

私どもとしましては、この引き下げとは直接つながった取り組みではありませんが、本市におきましては、介護報酬におきまして、地域加算といいましょいか、地域によりまして、介護報酬の上乗せがありました。

本市でいいましたら、介護報酬、例えば、1万円に対して6%の加算が基本的にあります。

ですから、1万600円となるわけですけども、この地域加算が、例えば、茨木市を見ますと10%になっておりまして、摂津市でサービス提供すれば、1万600円の売り上げた報酬が得られる。茨木市だと、1万1,000円になるというような状況があります。

そうなりますと、やっぱり事業所にも戸惑いがあったりとか、茨木市の方のサービスが、収益も上がるということもあります。

そういう観点から、私どもとしましては、従前から国にお願いをしております、何とか10%でしてもらえないということをお願いして10%を維持してい

きました。

今般、再度、国から通知がきますと、また6%に下がっております。

これにつきましては、近隣の状況を考えますと、10%で何とかしていただきたいという形で、現状維持をお願いしまして、3月初めころかと思えますけれども、10%で、この3年間、対応していただける回答をいただいた状況です。

こういうことの取り組みを進めまして、一定、介護報酬については、引き下げの支援ではないですけれども、サポートができたのではないのかなという形で認識しております。

今回の予算組におきまして、平成27年度の介護保険特別会計におきまして、基金積立金に2,000万円ほどの支出があるということで、今回は、介護保険の3年間において、基金の取り崩しをしているという流れ中で特別会計にお金が入っていないかにつきまして、ご答弁を申し上げます。

まず、介護保険は、3年間の保険料を決めるという形になります。

ですから、この保険料を、平成27年度はいただきますと、初年度は、お金をいただき過ぎというような状況になりまして、1号被保険者のお金が積み増しすることになります。

2年目におきましては、計画値どおりの給付が進みますと、収支が均衡しまして、プラスマイナスゼロで基金に積む額はなくなります。

3年目になりますと、給付がどんどん伸びていきます。保険料は3年間一定の据え置きのため不足分が出ます。

その時点で、基金から不足分を賄って、充当するというような流れになりますので、当初におきましては、今年度は積み増しする流れでありますので、その基金

からの繰り入れは計上していない状況です。

基金の残高につきましては、約1億6,300万円となっております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 2回目の質問をさせていただきます。

保険料についてですけれども、一般会計からの繰り入れはできないと、仕組みとして、給付費を繰り越し、そして、保険料で割るからというふうなお話だったと思います。今までも、できないものはずっと言われてまいりました。

しかし、今回、そうするようにと指示をしてきた国が、保険料軽減のために、特別な繰り入れを行っております。

国が、自分が言っていて自分がそういうことをするというのが不思議な話なのですけれども、ということは、保険料を下げるために繰り入れをするということは、できるという原理になると思うので、ぜひとも、そこを国だけが今回やったのだということではなく、市でも繰り入れをしていただきたいなと思います。

国の答弁は、全くできないということでは言っていないと思います。市町村に向かつてはするなといっていると思います。しかし、そういうことができる制度に変えていってもらいたいと思いますので、ぜひとも声を上げてもらいたい、国自身がやっていることではないかと言ってもらいたいと思います。お考えをお聞かせください。

それから、今のお話で、基金を3年間で特別会計の中に入れていく原則論をお聞きしました。

しかし、第5期のときは、そう言いながら反対に3年間たった後には、第4期の末で8,000万円ぐらいであった基金が、1億6,000万円と倍に積み上

がったという経過がございます。

そこについて、今後、そういうことはないようにということで、今回は計画を組んでいただいているものと思いますけれども、ぜひともしっかりと計画を進めていただいて、また同じようなことが起こらないように、よろしくお願ひしたいと思ひます。

これは要望としておきます。

それから、4大改悪のその1でいいました介護保険の利用料値上げです。年金だけの収入で280万円ということです。

しかし、これは、所得ですから、年金だけとは限りません。お給料がある方とかいうのもあります。

例えば、それまでは給与収入があったと、前年度の所得でいきますから、給与収入ですと160万円所得というのは、給与の分では200万円ちょっとぐらいだと思ひますけれども、200万円台だと思ひますけれども、そういう方が65歳になって退職をして、年金はわずかだというふうな場合でも前年所得でいきますので、これは2割負担になるということになると思ひます。

こういうことについて、やはり、軽減ということが、取り入れられないといけなひのではないかと思ひますが、利用料の軽減ということについて、お考えをお聞かせください。

それから、4大改悪のその2ですけれども、施設入所の食費とか、補足給付、これについて、非常に厳しい基準になってきています。

世帯分離をして、それぞれで生活しているわけですが、片方の配偶者の方は、おうちでいてはって、もう片方は施設に入ると、本当に全く世帯分離になつていて、それを認めないという、本当に離婚しないとあかんみたいな話ですので、ひ

どい内容だなと思ひます。

この件に関しては、例えば、保険料の軽減について、財産要件がありますよね。その財産要件を同意書を書いて出さないといけなひというのを聞きはただけで、本当にその財産があるとかないとかにかかわらず、やはり、それがすごく威圧的な効果になって、もう軽減申請そのものをやめてしまうというふうなケースもある聞いています。

この補足給付についても、そういうような軽減申請することそのものを抑制してしまうような威圧的な形に働かなくように、ぜひともお願ひをしておきたいと思ひますし、また、補足給付の軽減措置に対しての厳格化、これについては、非常に問題が大きいと、人権の問題とかも絡むと思ひますので、ぜひともそういうことをしないようにと市町村からも声を上げていただきたいなと思ひます。

これは要望にしておきます。

それから、4大改悪のその3ですけれども、施設入所について、原則要介護3以上であるが、要介護1、2の人も、非常に摂津市はしっかりとその状況を把握していただいて、事情もしっかりつかんでもらって、その中で柔軟に対応していただくとおっしゃっていただいていると思ひます。

その姿勢でやっていただければ、ありがたいなと思ひます。要介護1、2でも待機者でいらっしゃる方ではあると思ひます。何人ぐらい、要介護1、2の方は、今、待機者としていらっしゃるのか、数も教えていただきたいなと思ひます。

それと、総合事業のことですけれども、専門的なサービスと、それから、ボランティアによるサービス、この2つに大きく分かれるとおっしゃってました。それについては、私もそうだなと思ひます。

ボランティアの皆さんの活動というの、しっかりと応援していただいて、今、元気な方は、できる限り長く元気でいてもらえるように、体操だとかウオーキングだとかいろんな取り組みをされていると思うのですけれども、それは大いに活発にやっていただくように援助していただきたいなど。

しかし、それはそれとして、やはり、要支援1、2の人というのは、専門的なサービスが必要だと、要介護にならないために、この要支援の段階で専門的なサービスが必要だという方々であるということで、今まで介護認定がされてきているものと思います。

こういう専門的なサービスの必要な方に関しては、しっかりとその専門的なサービスを提供できるように、何回も繰り返し、私も聞いていますし、市からもそこについては、しっかり責任をもってやりたいとご答弁もいただいておりますので、しつこいようでも申しわけないのですけれども、本当に危惧するところですので、もう一度、これについて、ご答弁いただきたいなどと思います。

このかがやきプランの中に載せられている厚生労働省の資料、この中には、今、おっしゃった2つの部分以外に、さっき言った緩和した基準によるサービスというのが入っております、サービス内容は、生活援助等で、これは事業者指定となっています。

基準は、人員等緩和した基準ということで、今の基準よりも緩和しているということです。緩めるということです。

サービスの提供者が、今までの現行の場合は、訪問介護員、ヘルパーとか、資格を持った方です。

こういう人が、サービス提供者と指定されているのですが、この多様なサービ

スの中の緩和した基準によるサービス、これについては、主に雇用労働者となっていて、無資格でもいいということになっているのです。

こういうことをやってしまうと、本当に先ほど言った専門的なサービスを必要としてある方に、専門的なサービスが届かないということにつながってしまうと思います。

これについては、決してやらないように、ぜひともお願いしたいと思うのです。

やはり、要介護にいかないということが、非常に大きな介護保険制度を支える上で大事なことだと思うのです。

要支援の人に安易なサービスを提供して、それでどんどん介護度が進んでいってしまうと、本末転倒になってしまうと思います。

ここのところを、しっかりとお願いしたいので、答えをぜひお願いします。

そういう形でシルバー人材センターの協力を、この緩和した基準によるサービスという形で、活用されるというお考えなのかどうか、そこについても、ちょっと一度、お聞かせください。

次に、介護報酬の引き下げの影響の問題です。摂津市として、一生懸命努力してくださっているというのは、非常によくわかりました。

事業所が成り立つということが、まず大事だと思います。それでなくても介護の事業所、非常に経営が大変で一生懸命頑張っているという中で、これ以上、報酬を引き下げられたら、もうやっていけないという声も幾つも聞いています。

2025年に向けて、介護の必要な人がふえるといいながら、事業所を潰していくような、こういう国のやり方というのに対しては、私は非常に腹が立ちますけれども、ぜひともこの介護報酬の引き

下げについても国へこれを出していただきたいですし、事業所の悩み、そういうものについても一緒にご相談に乗っていただきたいなと思います。

これは、要望にしておきます。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、保険料の減額のための一般会計からの繰り入れについてということですが、これにつきましては、先ほどもご答弁申し上げましたように、仕組み的に非常に難しいと、担当課としては考えておりまして、今のところ繰り入れの対応は考えられません。

今回、国で、消費税の10%の導入に伴う形で、低所得者に対する減額の制度が構築されました。

ただ、10%が一度順延になったことによりまして、一部の実施となりますけれども、この事業におきましては、保険料軽減のために、その減額分を、国、府、市で負担するという形の制度が、私どもで初めて示された状況になっております。

こういうことを見ながら、今後は、保険料の対応については、精査また検討をしていく課題もいっぱいあるのかなという状況を認識しております。

次に、利用料についてですけれども、一定所得のある方が1割から2割になるということで、特に、65歳になりますと、ちょうど会社を退職されて、当時はそれなりの給料をいただいて、翌年には、収入がなくなってという形の大きく収入が変わる方につきましても、税といたすのは、前年度の収入に対してかかるという制度ですので、私どもとしては、できましたら収入をいただかれているときに、何とか次の年度にかかる経費等を斟酌していただいて残していただくような取り組みをしていただきたいなと思いが

ありますので、そういうためには、周知も含めて65歳になられたらこういう経費が発生しますよということを、さらなる周知をしていかなければならないのかなと考えております。

現在、利用料を1割から2割に引き上げる対応については、システムをこれから改修しましてしていくわけですが、その動きを踏まえて、十分に精査、検討をしながら、どういうことが対応可能なのかを含めて、今後の課題と考えております。

次に、特別養護老人ホームの待機者についてですけれども、先般、2月半ばに現状を確認するために、電話連絡により照会をいたしました。

これにつきましては、名寄せをしていない数字ですので、全ての施設の合算となります。

全体では、342名の待機者がありました。そのうち、要介護1の方が20名、5.8%、要介護2の方が45名、13.2%、合計65名で19%の方が、要介護1、2の待機者という状況になっております。

次に、要支援の通所や訪問介護の市町村の事業につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたけれども、非常に大きな事業が市町村におりてくるという認識に立っています。

2年間の実施期間を置いておりますのは、現在の利用者には不利益がないということと、それと構築には簡単にはできないと、どうしても時間が必要で、調整にも時間がかかろうかと思っております。そのことを踏まえながら、慎重に考えながらも利用者喜んでいただける、また、将来的には、介護の給付費の伸びが少しでも抑えられるような取り組みをとる形で考えていきたいと考えておりま

す。

次に、その訪問介護における要支援者のサービスの提供におきまして、例えば、シルバー人材センター等の方が、お宅を訪問して、食事の支援などを想定はしますけれども、私どもとしては、見ず知らずと言いましょか、人のお宅に入っていくという、まず一つのハードルがありますので、その辺は、いろんなトラブルも発生することも考えられることから、保険の加入であるとか、増永委員がおっしゃったように、本人のスキル、資格が重要なことと考えておりますので、この辺につきましても、簡単に言いますと、どのような方でも結構ですよという形には考えていなくて、一定、そういうスキルをもった方ということを考えて、対応していきたいと考えております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 一般会計繰入に関してです。消費税が8%に増税をされるときに、その増税分を全部社会保障に回すと言ったにもかかわらず、本当に回っているのは、わずかな部分でしかないということが、現実のものとなっていて、その消費税の増税部分をちゃんと使いもしないうちから、10%になったら、もうちょっとちゃんとするみたいな、10%先送りしたから、ちゃんとするのも先送りだというふうなことというのは、本当に政府はひどいまやかしをやっているなと思います。

ぜひ、10%になってからと言わずに早くやれということで、国へも声を上げていていただきたいなと思います。

一般会計繰り入れに関しては、ぜひとも国をしっかりとつつきながら、摂津市としても何とかできないかということで考えていていただきたいなと思います。

これは要望にしておきます。

それから、介護保険の利用料が2倍になるという問題というのは、本当に大変な問題だと思うのです。

なるべくそれまでに貯金をしてためておけたらいいのですけれども、今、なかなかそういうわけにはいきません。

お給料で200万円台というのは、決して多くない金額です。

年金も国民年金だったら、本当にわずかだとなってしまうと思いますので、そういう激変になった方について、考えるというふうなことが、摂津市一つで単独で軽減措置というのは、なかなか難しいのかもしれないのですけれども、必要ではないかということで、これもぜひ、政府に声を上げていていただきたいなと思います。

それから、施設入所の問題ですけれども、要介護1、2の方も65名、19%いらっしゃるということで、こういう方についても、一つ一つ個別の状況をしっかり把握していただいて、ぜひ、柔軟に対応していただきたいなと思います。

それと同時に、これは、現在の待機者の方だと思うのですが、そこに限らず、これからもやっぱり高齢者の方がふえてくるわけですから、特養に入りたいという方も、もちろんふえてきます。

そういう中で、要介護1、2であっても事情として必要だという場合が出てくるかと思いますが、そこについてもしっかりと対応をしていただきたいなと思います。

これも要望にしておきます。

総合事業についてです。市町村においてきている大きな責任、また、事業料、その割には財政的支援は何もないというような、本当に無理難題を言われてはるなということで、私らも本当に大変な苦勞をされている、これからもされると思

うのですけれども、そういう中でも、やはり、しっかりと専門的なサービス、必要な方にはきちんと提供するというこのスタンスは、ぜひとも崩さずに、やっていていただきたい。

その中で、シルバーの方でも資格がある方に行ってもらいたいとおっしゃっていましたが、今ある介護事業所でも人材不足で非常に困っている中で、それよりも高い報酬額を出るのかというような問題がありますから、どうやって資格のある人を確保するのかとか、いろんな厳しい問題たくさんあると思います。

そういう仕事がシルバーの仕事としてなじむのかというのも、私は懸念も持っておりますけれども、そこについては、いろいろ私も勉強をさせてもらいながら、意見もいっていかせていただきたいなと思っています。

根本的には、本来、国が責任をもってやるべき介護保険制度を、自主的なところが広がるということは、いいことだとは思いますが、そこについてできるかどうかという、そういう支援もきちんとしないままに、丸投げするような形で押しつけるというのは、余りにもひどいと、全国でも市町村から、やはり、こんなのできないという声も上がっていると聞きます。

今、できるという見通しを持っている市町村はすごく少ないと聞いております。できないことはできないと、しっかり国に物を言っていくということが大事だと思いますので、その点もぜひよろしくお願い致します。

これも要望にしておきます。

それでは、最後になりますけれども、こういったさまざまな問題を抱えた介護保険の第6期のスタートです。ぜひとも、さまざまな情報を早いうちに、知らせて

いただいて、市民と一緒に考える、介護保険の対象の方々、家族の方々、利用者、事業者、みんなでこの問題について考えて、摂津市の中でいいものをつくっていきけるようにしたいので、ぜひ、一緒に作り上げるという形で臨んでいただきますようによくお願いいたします。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 介護保険に関して、私からも、保険料の問題ですけれども、ちょっと議論戻るかもしれませんが、保険料がなぜ上がるかというところというと、給付の伸びです。それから、認定者が伸びると、この3年間で、そういった保険料が上がるベース、もう一度、ちょっとこの伸びの考え方をお聞かせいただきたいと思います。

それと、かがやきプラン、第5期の施設整備計画、複合型サービスの未整備となりました。

第6期もこれからもやるのかなというふうな、見る限りはそうなのかなという感じなのですが、かがやきプランでは、アンケートから必要があれば、事業計画も大きくもっていくみたいなのも書いてあるのですが、第6期の事業計画について、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

これが、保険給付を合わせて、保険料にかかわる介護保険会計のベースになってくるのだらうなと思いますので、その辺からお聞かせいただきたいと思います。

それから、報酬の引き下げ、国は、特養、それこそ、これからの要介護者がふえて、必要だということは認めながらも、別に国立の特養をつくるとか、そういうことではなくて、民間に活力を、それこそやって施設整備もしていくのだというてはるわけですけれども、この介護報酬を減らしていったら、施設整備をしてい

くための原資が、民間にたまらないという話になってきますので、本当にこれは、大変な話だと思っております。これは、国にぜひ言ってください。要望にしておきます。

それに対して、これからの介護予防の総合支援の事業ですけれども、先ほどの地域加算の話もありました。それこそ専門的な知識が必要だという、その事業所にもお願いをしないといけないという部分ですよ。それこそ地域格差で、茨木市の事業所がいいと話にならないように、今度からは、市でやる事業ですから、お互いに、それこそ負けないようなものをつくっていかなくてはいけないと思います。この辺についての考え方もお聞かせいただきたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、山崎委員のご質問にお答えします。

まず、介護保険料の伸びの考え方ということですが、これにつきましては、まず、介護保険の給付の伸びというのがベースにあります。

また、給付の伸びの内容としまして、施設整備をすることによって、常時施設に入所されましたら、施設の給付費が伸び、そういうような伸びを勘案しながら、保険料を算定することになります。

今回、第6期におきましては、第5期の整備できなかった小規模特養であるとか、複合型のサービスの事業所、今回新たに認知症の方が非常にふえてきて、徘徊等もふえてきているということで、グループホームの整備を新たに計画をいたしました。

こういう施設整備をすることによって、施設開設後は、入所された場合に、介護給付費がふえて、保険料に結果的にはねかってくるというような制度が介護保険

制度になっております。

ですから、施設の整備をどこまでしていくのか、国は、できるだけ施設よりも在宅へという形で方向転換しております。

今後、高齢者がますますふえまして、団塊の世代の方が75歳以上になります。2025年、平成37年には、給付費も倍増するような状況になりますので、この介護保険制度は、どのようにして存続して維持できるか等も考えながら、施設整備を計画して、保険料の算定を図っているという状況でございます。

次に、総合事業としまして、市町村で要支援者に対しまして、訪問介護と通所介護の部分につきましては、市町村が報酬を決定し、また、補助金制度の金額を決定して実施していくということです。

先ほど申し上げましたように、報酬という形の動きではないので、私どもとしては、近隣として比較していただきましても、劣ることがないように、逆に摂津市のサービスのほうが使いやすいわとか言っていたりするような、取り組み、仕掛け、また、利用者の負担の額等を勘案しながら、押し売りだけではなく、使いたいわと言っていたりするような制度につくり込をしていきたいと考えております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 先ほど、市来委員も将来保険料どうなるのかという話も聞いておりましたけれども、先ほどもありましたけれども、現在も倍増みたいな話も、構造的になっているわけです。これもしっかり、本当に自治体もそれこそ国挙げて、この制度というのは、変えていってもらわないと、スタートから見ても、倍増越えましたよね、そういう意味では、保険料でいうと、もう限界だと思います。

それこそ市がやれることというのは、

全てやったとしても、だからきちんとできているかといったら、まだ繰り入れができるのではないかと考えていますけれども、このままの状態の推移で介護保険料が上がり続けるなんてことはあり得ないと思っておりますので、ぜひ、この辺、国にもものを言ってもらいたいと思います。よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 ほかにございませんか。

村上委員。

○村上英明委員 この介護保険制度といいますか介護予防もそうなのですが、本当にこれもいろいろと議論がありまして、平成12年に始まったこの制度ということで、第6期となるわけなのですが、ここ数年、きょうも議論がありましたけれども、少子高齢化ということが、これから本当に進展していくような世の中になっていくということがありますので、本当に重要な一つの制度、介護保険制度になってくるのかなと思うのですが、その中で、何点かだけお聞きしたいのですが、歳出のほうなのですが、22ページの高額介護サービス費という項目の中で、平成26年の当初予算のときには、平成25年度と対比して、約100万円の増ということだったのですが、この平成27年度の当初予算では、この平成26年度の当初と比較したときには、1,100万円ほどふえていると思いますので、その内容について、1点目、お尋ねをしたいと思います。

それから、当初予算でシステム改修が、1,500万円ほど計上されていると思います。平成27年度の分としてされていると思います。

もう一つ、補正でも1,400万円強、システム改修がされているということですが、これの内容とこのシステム

改修をどういう形でされるのか、お聞きをしたいと思います。

あとは、法律相談支援業務委託料が、今回、計上されていると思います。この背景と、内容について、お聞きをしたいと思います。

それから、我々本当に市民相談等々で、ちょっとふえつつあるのかなという認識があるのが、成年後見制度というのがありますけれども、これも予算上、この平成26年度と同額だったと思いますが、この平成27年度、どのくらいを見ておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

それと、24ページでありますけれども、通所型介護予防委託料というのが計上されておりますけれども、この予防という観点の中でこの業務をどのように捉えておられるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

それと、最後、先ほどもございましたけれども、小規模多機能、第5期のときには、二つの計画が一つだったと思いますが、残り以北ということでは、とお聞きをしておりますけれども、その計画が、どのようになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、村上委員のご質問にお答えいたします。

まず、高額介護サービスの給付の予算計上につきましては、今ありましたが利用者がふえてきているということと、この高額の介護サービスの区分も変更になりまして、従前の3段階から4段階に、医療と同様の4万4,400円の額が設定されるようになります。

そうしたことから、利用者の対象者の増、給付の増を見まして、特に、本市は、非課税の方がたくさんおられますので、

そういうことを斟酌しますと、一定、費用が上昇していくものという考えで計上しております。

次に、システム改修につきましては、この介護保険の制度改正は、抜本的な改正になります。特に、先ほど、委員から質問ありましたように、広範囲にわたる改正でありまして、そのシステム対応につきましては、根本的につくりかえをしていくところが多々ございます。

そうしたことから、平成26年度中に、すべき改修箇所、平成27年度に入ってから、改修してシステムを整えていく部分と切り分けして、計上させていただきました。特に、4月1日から対応していく必要があるような制度、例えば、住所地特例など1日からの住基異動に対しても対応していくようなところが多々ございます。そういうところのつくり込みを中心に進めていき、また、平成27年度の部分につきましては、6月ごろに税情報が確定しまして、それを7月に取り込みをしまして、負担限度額、先ほど1割から2割の新制度もありますけれども、そういう方に対しても証を発行するようなシステム改修という形で、スケジュールに応じた内容で、急ぐ分を平成26年度で計上、平成27年度に入ってからシステム改修で行う部分につきましては、平成27年度で計上させていただいている状況でございます。

次に、かがやきプラン、施設整備の話ですけれども、本市におきましては、以前から安威川以北で小規模多機能の建設をと考えておりましたけれども、手を挙げていただく事業所がなく、引き続き計画としております。

今般、介護報酬の引き下げということもありまして、なかなかより厳しくなる状況かと思っておりますけれども、それに加え

まして、先ほど申し上げたように、複合型また認知症対応型グループホームの整備を進めていきたいという形で考えております。

ただ、今のところ、まだ、この計画は発表しておりませんので、問い合わせ等はないわけですが、議会でご承認いただけて可決いただいたときには、情報提供しまして、できるだけ早くに整備していただけるように、手を挙げていただいた事業所とコンタクトを取りたいという認識で考えております。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 それでは、私から、2点について、お答えさせていただきます。

1点目の法律相談支援業務委託料については、平成27年度、新しく予算を計上しております。この内容につきましては、市の高齢介護課や地域包括支援センターが、高齢者の相談対応に当たりまして、さまざま、法的な判断が必要な場合もふえております。

例えば、認知症の高齢者の方でひとり暮らしである方の支援ですとか、あるいは、そういった方が、消費者被害に遭われた場合ですとか、現在も、消費生活相談ルームや、市民法律相談等で相談をさせていただいているところですが、この事業は、市民が直接ご相談にいかれる事業ではなく、高齢者を支援する包括支援センター職員や、高齢介護課、あるいは、それ以外の庁内の職員等が法的な判断に悩んだり、あるいは市としての責務が果たせているのかといったようなことについて、相談をさせていただくものになっております。

委託先としましては、大阪府弁護士会ひまわりへの業務委託を考えておりまして、2か月に1回、定例相談という形で、

スタッフから相談をさせていただいて、自信を持ってケースに対応するという内容のものです。

続きまして、成年後見制度についてですけれども、こちらは、申立費用としまして、5人分を計上しております。

市長申立の実績としましては、平成23年度は6名、平成24年度は1名、平成25年度は8名、平成26年度、まだ年度途中ですけれども、2月末時点で4名、家庭裁判所に申し立てをしている状況にあります。

予算は、鑑定費用が必要な場合と、必要でない場合がありますが、その費用が10万円程度となっておりますので、実績からすると5名分という、少し枠が不足ではないかということになりますが、鑑定費用が不要な場合、10万円はまた申し立てに利用できますので、この金額で1年間を見ております。

それと、24ページの通所型介護予防の委託料についてです。通所型介護予防事業につきましては、介護予防事業ということで、以前から継続して行っております。

考え方としましては、一つの大きな会場に、市民の方が通っていただくのではなくて、市民の方、グループから手を挙げていただいて、その地域に出向いて、はつらつ元気出ませ講座を実施し、心と体を元気にしていただくというものになっております。

平成26年度は、1講座当たり6回コースで、6か所で介護予防講座を実施しております。

このような形で、地域のグループから手を挙げていただいておりますので、介護予防として、引き続いて自主グループという形でお集まりいただいているように聞いております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 ありがとうございます。

高額介護サービスにつきましては、段階が3段階が4段階になったということで、利用者の方にとっては、いい面ではあるのかなと思うわけでありましてけれども、これは、税の情報と関係もするので、しっかりと適正に行っていていただければなと思います。

システム改修の件です。この4月早々にスタートしなければならない業務と、この6月の税情報を入れてということで、少しタイムラグがあるということだったと思いますけれども、極力経費を削減するという面も含めて、この契約の関係も考えていただければなと思いますので、よろしく願いをいたします。

法律相談の件は、職員の方がこういう課題に対してということでの相談をしていくということであったかと思っております。

これからは、独居の方とか、ご親族の方となかなか連絡が取れないとか、いろいろと多様な事象が出てくるのかなと思うわけでありまして、その辺は、また、しっかりと法律は法律として、守らなければいけないということもあるので、市民のニーズに応えられるようなこととして、相談業務を行っていただければなと思います。また、それもやることによって、職員のスキルもアップしてくるということになってくるかと思っておりますので、しっかりと勉強していただければなと思います。

あと、成年後見人制度、多分、これからもっとふえてくるのではないのかなと、私は思っております、それも先ほど、申し上げましたけれども、独居の方とか、親族の方となかなか連絡が取ることができないとかいうことなど、そういうものが出てくるのかなと思っておりますので、この

辺はしっかりと対応もしていただければと思います。また、予算上も、今後、平成28年、平成29年とありますので、その辺をまた、しっかりと現状を見ていただいて、適宜予算計上していただければと思います。

通所型介護の予防の件であります。この介護保険制度を使わないという、先ほど来もいろいろ質疑もありましたけれども、やっぱり予防という観点で、必要なことなんだろうと思いますし、その予防ということで広まっていけば、この保険料のことにも反映してくることが、十分考えられると思いますので、その辺は、今も政府はやっておられると思いますけれども、高齢介護課だけで考えるということではなくて、隣の保健福祉課とか、勉強をしていただいて、この健康につながるようなものを、いろいろと提案をしていって、市として介護予防というのを、さらに高まったなというようなことで、していただければなという施策を、市として考えていただければなと思います。

この介護予防関係を、私もいろいろ、近隣の方もちょっとグループを組んで、健康体操とかやっておられる方も結構おられるのです。

その健康体操をやる場所が、例えば、公民館にいったとかということになってきたときに、ある方から、もっと身近なところでということ、例えば、地域の集会所とかいうところで、できれば、例えば、今はこの健康体操をするために、車で迎えにいったって、その会場まで車で乗せていって、そこで健康体操をして、また車で送るということになっているということもちょっと聞いておりますので、例えば、それが、もっと身近なところだったら、自力できていただいてということ

で、健康体操をして、また自力で返っていただくというようなこともできるのではないかなというようなご意見もお聞きするので、その中の一つとして、これも所管違うのですが、集会所になれば総務常任委員会の所管になってしまうのですが、例えば、階段があるとか、トイレが和式であるとかいうようなことで、集会所も利用しづらいかということもお聞きするので、その辺が改善ができれば、集会所で十分できるような声もお聞きするので、市庁舎として、部、課を超えて、また勉強していただいて、より身近なところでできるような形で、それぞれの施策を取り組んでいただければなと思いますので、よろしく願いをいたします。

最後です。小規模の件は、また、しっかりと事業者さんと相談して、手を挙げていただくということが大前提になってくるかと思うのですが、その辺が手を挙げていただけるような形で、市としても推し進めていただければなと思います。

最後なのですが、訪問通所介護など、予防給付ということで、市町村の総合事業ということになっているかと思います。

この点をどのように市として、とらまえておられるのか、この1点だけお尋ねをして2回目の質問としたいなと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、総合事業の捉え方、考え方につきまして、ご答弁申し上げます。

今回、介護保険の制度改正におきまして、市町村に事業がおりてきまして、平成27年4月から制度は変わりますが、本市におきましては、利用者のご負担が変わらないように、特例を適用し

まして、平成29年4月から実施を考えております。

今後の取り組みといたしましうか、この介護をどうしていくのかという中では、やっぱり介護にできるだけかからないように、または、かかっても重篤にならないようにという考え方で、取り組む必要があると考えております。

先ほど、委員からお話もありましたように、身近なところで、通えるところで、体を動かしたり、コミュニケーションが図れて、気分が発散できるような取り組みを確保し、家に閉じこもることなく、地域に包まれた中で生活していくというのが、非常に大事なことと思っております。

昔は、そういうことがあったような状況ですけれども、介護保険制度ができて、措置から保険というような流れの中で、保険料を払っているから一定使うというような風潮もあり、また、事業所がたくさん出てくることにより、サービスが急激に普及したという部分もありまして、いろんな課題がありますので、その辺を見据えながら、介護予防をどうしていくのか、本当に地に足がついたような取り組みとしてやっていくにはどうしたらいいかを考えながら、積極的に考えたいと思っております。

また、医療との連携によりまして、できるだけ介護事業者にも医療の知識を持っていただく中、総合的な支援ができるように、しっかりと団体とも協議をしながら、取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○上村高義委員長 村上委員。

○村上英明委員 総合事業につきましては、今、全国の中でそんなに取り組んでおられる自治体も少ない、1割前後くらいということでお聞きをしております。

そういう中で、介護もそうなのですが、日常の対応ということでもそうなのですが、やはり、地域の方々、地域の団体の自治会関係とか、民生委員関係とか、いろいろと団体もおられますけれども、やっぱり、地域の中で、それぞれ該当者の方に目を向けていくというか、注意をしながらというか、そういう地域関係をつくっていくということも、本当に大切なことなのだろうなと思っておりますので、そういう意味では、介護保険という保険制度ということだけではなくて、そのほかにもいろいろと目を向けて幅を広げていただいて、取り組んでいただければなと思っておりますので、よろしくお願いたします。

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午後2時31分 休憩)

(午後3時 5分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

福住委員。

○福住礼子委員 それでは、質問させていただきますと思います。

平成26年度補正予算について、1点だけでございます。

6ページの一般管理費の中に、1,458万円の補正予算があります。先ほど村上委員からのご質問にもありました介護保険システム改修の委託料として計上されているものですが、この4月からの新制度に対応するためには必要なものだということは理解しております。

ただ、この上のところを見ますと、1,458万円に対して国の補助金というのが158万円で、約10分の1ぐらいの補助しか計上されておられません。この点について、説明をお願いしたいと思います。その不足分は、市の一般会計繰入金から賄うということになっております。先ほど来からも市の財源が大変厳しいと

いうご説明もありましたので、どうかちこの内容についてお聞かせください。よろしく願います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、福住委員のご質問にお答えいたします。

今回、補正におきましてシステム改修の補正をお願いしております。これは、介護保険の平成27年度改正に伴いまして、平成26年度中に実施していく部分についての補正の提案でございます。

この大幅な改正により、内容としましては、先ほども答弁させていただきましたが、特別養護老人ホームの入所者の管理、住所地特例、また新たな保険料段階の設定とか、いろいろな項目が多岐にわたっております。

本市といたしましては、この改修費が相当な額に上っております。大阪府に対して、介護保険創設当時は2分の1程度の補助がありまして、現在10分の1程度では非常に厳しいという形をお願いしておりました。ほかの自治体からも要望がある中、今般、2月に入りまして、国から補正予算の成立ができたということから、補助基本額を変更する旨の連絡がありまして、現段階におきましては、本市の補助額が当初計上している額よりも大幅に上乘せとなる予定で、655万8,000円の内示が示されたところでございます。最終の決定につきましては、まだ3月中旬以降の手續になりますが、おおむね当初予算の2分の1近くが賄えるめどが立ったところで、非常に助かったなと思っている状況でございます。

○上村高義委員長 福住委員。

○福住礼子委員 これから高齢者がふえ続けていくといった話、先ほどからありました。そのためにも、給付の増加も見込まれていくかと思っております。そういうこ

とになりますと、これからもこの介護保険制度の見直しといったことも行われていくのかなと考えております。引き続きこういったシステムの改修費というものが、市の負担に対して国庫の負担率というのを引き上げていただかなければ、市の負担がふえるばかりといったことにもなります。

こういった負担を減らしていくこと、高齢者が摂津市で住んでよかったなと思ってもらえるその支援のための財源を確保していくといったことが大変重要になりますので、国に対してもこの全額の負担というのを求めていけないものかどうか。また、これからそういった取り組みについて、こういった形で取り組んでいかれるのかということをお聞かせいただきたいと思っております。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 この介護保険制度の見直しにおきましては、平成27年度に大幅改正をいたしますが、今後も一定の制度改正等が出てくる可能性が考えられます。そうしたことから、そのたびにシステム改修をしていきますと市の負担もかなり負担が大きくなることから、また近隣に電話で概算額の確認をさせていただきましたら、高槻市で3,999万円、箕面市で2,199万円、吹田市で3,352万円、茨木市で2,200万円の改修費がかかるということを聞いております。

今後、市町村にとりましていろいろな工夫をしていくに当たりまして、一般財源からこういう費用を捻出していくのは非常に厳しい状況かと思っておりますので、国に対して要望を強くしていきたいと考えております。まず、できることからしまして、北摂7市3町の介護保険課長会議で、府と国に対して、これにつまみし

ては強く要望していきたいと考えております。

○上村高義委員長 福住委員。

○福住礼子委員 大変ご苦勞の多い仕事かと思えますけれど、どうぞこれからもよろしくお願いします。ありがとうございます。

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第25号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 第25号の議案ですけれども、これは国で介護予防法が改正もされて、各自治体に支援事業者関係の基準を決める条例をつくれと来たものではありませんけれども、省令でこれまで設けてこられたという地域包括支援の介護予防プランの作成事業について、地域包括支援スタートのときにもっとしっかりと審議をしておくべき内容だとは思いますが、この条例が摂津市、それから介護予防、地域包括支援にどういう影響を与えるのかということをお聞きしたいと思います。最初のスタートのとき、これ民間の医療機関とか福祉機関なんかも広く求めないと地域包括支援がスタートしないという意味では、事業所でもできるようなものというのか、ハードルが低いようなものになっている点ではないかとちょっと感じております。ですので、条項についても幾つかお聞きしたいと思います。

まず、第5条の予防支援に関する知識を有する職員ということになるのかと。福祉関係職場に何年勤務などというような規定があるのかどうか。

それから、第8条で事業を断ることができるというたらおかしいですけど、断ることのできる正当な理由というのはどういうものか。

第9条でも、これはほかの事業所にも委託もできるということではあるんですけども、提供できない困難な状況というのはどういうものか。

第10条の期限切れについては、再認定を速やかに案内していただければいいのかと思うんですけども、これが省令の流れなんですけれども、第31条については、記録、保存期間について、お金もかかわることもあるということなので、2年から5年に引き上げられたとも聞きました。こういう改編というのも市独自でできるわけですよ。それで、この条例そのものについてどういう検討されたのかを聞きたいと思うんですが、例えば第33条、指針遵守のこの保証はあるのかと。恣意的なサービス量の限定とか、水増しというのか、どちらもあると思うんですけども、そういうことはチェックするのか。第34条の4でいう自立を引き出す目的、行為というのが不作為になったりやらなかったり、もしくは行き過ぎたりということのないように、これ求めたいと思いますけれども、こういう形の報告義務ですとか、こういったものに対しての行政指導なんかも、省令でも行政指導はできるんですけども、条例になってきてどうなっていくのか。そういう内容そのものについて深めていただきたいと思えます。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 議案第25号についてです。どういう影響があるのかということですが、省令を写した形ですので、今までと大きく変更ということはないかと考えております。

変更した点につきましては、山崎委員がおっしゃられました第31条の2年を5年というところ以外は、そのまま従来どおりとなっております。

この条例につきましては、地域包括支援センターが行います要支援認定の方へのケアプランを行う事業所が摂津市指定介護予防支援事業者という位置づけになりますので、サービス事業所等までを含めた条例ではなく、地域包括支援センターが兼ねて業務としております指定介護予防支援事業についての条例となっております。

例えば、先ほどおっしゃられました第8条の正当な理由がなく指定介護予防支援の提供を拒んではならないということで、摂津市の場合、地域包括支援センターへの委託は1か所ですので、いかなる理由があっても提供を拒むというようなことはございません。

第9条につきましては、提供することが困難であると認めた場合の措置ですけれども、複数の地域包括支援センターがある場合には、基本的にはエリアが決まっているんですけれども、そのエリアを超えて別の指定介護予防支援事業者を紹介ができると考えておりますが、現時点では、摂津市は1か所の事業所ということになっております。

第31条は、2年を5年に変更しておりますのと、第33条について、自立を引き出すということになっている反面、サービスを提供しないと、そのようなことはないのかということですが、指定介護予防支援に係りますケアプラン作成については、必ずご本人をアセスメントした上で介護予防サービス計画を作成し、それにはご本人の同意というものが要ります。その点についてはご本人の目標を引き出しながら、ヘルパーに週何

回来ていただくか、あるいはデイサービスに何回行くかというプランをつくるものです。要求をされているから要求どおりのケアプランというのがあるのかどうかということもありますので、そういった意味ではご本人にできる力は何かということをやとりしながら、最終、同意をいただいたケアプランに基づいてサービス提供するという形になっております。

また、こういった指定介護予防支援事業所に対しましても、地域密着型サービスということで、高齢介護課が帳票類やプランの作成についての点検は、ほかの地域密着型のサービスと同様に実施をしていきますので、行政指導などそういったこともできる仕組みになっております。

もう1点、第5条にあります介護予防支援に関する知識を有する職員とはということですが、これにつきましては、ケアプラン作成に当たりまして包括支援センターの3専門職種も対応しますが、それ以外には、介護支援専門員を知識を有する職員として雇用をいただいております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 この後、議案第26号に出てくるその3つの専門職も含めて、介護予防に関する職員ということなんですけれども、この基準が緩いというわけではないんですけれども、先ほどの第8条で断る理由というのは、いかなる理由もないと今おっしゃられましたよね。だから、この第8条でいえば、正当な理由があれば断ることができるというような文面に読めてしまう部分なんかは、もう断ることができないというような条例にでもしてしまっても私はいいと思うんですよ。国が責任を持っているんなら不都合が出た場合は、国がやらんといかんかったやつを、条例化して、自治体でやって

くださいと、もう丸投げですよと、もう国はそれこそ行政指導も、問題が起きたときにもほんまに、国家的な問題でなければ、自治体には指導もしないよというように恐らく無責任な態度にこれがなってくる。これは国を大きく批判せないかんところだと思ふんですけれども。

だからこれから責任も重くなるわけですが、自治体につくれという法で縛りもかかってきているものですから、これからの介護予防支援、ケアプラン作成に対する摂津市の責任としての事業をどうやっていくのかということ言うならば、もっといい条例をつくっていく努力というのは、これからもしていくべきだと。これから先もこれを見直していく必要もあるかもしれないと思っております、その辺のお考えもちょっとお聞かせいただきたいと思ふます。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口高齡介護課参事 先ほどの、私の第8条のお答えですけれども、基本的に地域包括支援センター、指定介護予防支援事業所としての活動の中でケアプランをお断りするということはまず基本的にはありませんが、契約行為が成立しないですとか、やはり、細かい話になりますけれども、いろいろな説明をさせていただいても、それに同意が得られないとか、正当な理由となり得る場合もあると思われまますので、市民の方にもご理解いただくという点では、正当な理由がなくという文言は書かせていただくべきではないかと思っております。

全体としまして、これで十分なのか、もっと市として細かく詰めてつくっていくべきではないかというご意見もいただいておりますが、今回省令から条例ということで、これで遂行しながら、これでは不都合が生じるということで変更が必

要な場合につきましては、その都度見直しを検討していく必要があるかとは考えております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 これを条例でやりなさいということでも来たときに、どういう検討をされましたかというのを最後に聞きたいと思ふます。

そういうのは、変更が必要になってくれば、それはもう当然変更も考えていかなくはいけない問題ですけれども、これをベースに要支援の事業を摂津市が責任を持って行うという立場であるならば、これしっかりと摂津市としてふさわしいものというをどう検討をやっぱりすべきだったと思ふんですけれども、その辺どうですか。それだけ最後にお願ひしたいと思ふます。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 この条例をお願いするに当たりまして、包括の事業所につきましてはいろいろな考え方があります。

まず、要支援者全員に対してのプランを立てていくという、あくまでも、全員の方を引き受けていくというスタンスがベースにあります。これは、法の決まりがある中で動いていただくことは、本当に行政の片腕を担っていただいているという事業になっております。先ほど第8条でもありましたように、正当な理由もなく拒んではならないというような条文にもなっておりますけれども、まずこの条例については、私どもとしては基本的に厚生労働省の示す省令をそのまま活用しておりますが、その省令の基準より、現在は上回るような対応となっております。ただ、ベースとしてはこの基準を持ちつつ、今後の状況とか展開を見ながら進んでいきたいと思っております。

また、この内容をまた強化していくこ

とがありましたら随時改正をして、よりよいプランを立てられるようにしていきたいと考えております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 せっかくの市の条例ですから、いいものになるように、これからもそれこそ研究をしていただきたいと思えます。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今、山崎委員からもありましたけれども、この厚生労働省の省令というのは、いろんな自治体でいろんな形でやれるようにとつくってあるものだと思います。摂津市では地域生活包括支援センターで行っていただいております。市との関係もしっかりと結んでいただいて、本当に要支援の方々にとって必要なサービスをしっかりと提供していただくような、そういうプランづくりということで頑張らせていただいていると評価をしています。

それであれば、やはり今の現状をこの条例にもしっかりと反映させて、せっかく条例を市でつくるわけですから、引き写しではなくやっていくのがいいんじゃないかなと思います。

例えば、第3条で指定介護予防支援事業者はどういうことかということが書かれているわけですが、この中には多様な事業者であるとか、それから指定介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス事業者、地域包括支援センターというのも書いてありますし、市というのも書いてありますけれども、それ以外にもここでいろんなところがこの事業に当たれるということが厚生労働省の省令ではなっていたと思うんです。老人介護支援センターであるとか指定居宅介護支援事業者、ほかの指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な

活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者、私が言おうと思っているのは、摂津市ではそういう要支援の方々に対するプランをつくるということを市がしっかりとかわって、地域包括支援センターが責任を持ってやっていただくという、そういうことが確立していて、これは非常に素晴らしいことだと思うんですが、この条例の中では、民間の事業所であるとか、いろんな形のところが参入できる内容になっていると思うんです。それについて、摂津市として今後どうこの事業について考えておられるのか。今のままでいくということであるならば、そういう内容にこの条例そのものをするべきではないかと思うんですけれども、どうでしょうか。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 指定介護予防支援事業所というのが、地域包括支援センターのもう一枚の看板となっておりますので、地域包括支援センター自体、民間事業所への委託も可能となっております。地域包括支援センターは社会福祉協議会1か所に委託ですけれども、2か所、3か所とふやして委託をするということは、この先検討していく中で、ないということとは可能性としてはないかもわかりませんが、地域包括支援センターを社会福祉協議会1か所委託として、指定介護予防支援事業所だけを民間の事業所に委託するというのは、今の法律ではできない、セットものとなっております。

ただ、1点、指定介護予防支援事業所としては、地域包括支援センターが要支援認定の方のケアプランを作成していますが、第3条第3項に書かれていますように、その方についてのケアプラン作成の原案だけを委託するという事は、現在もお願いをしているところです。全体

としては、指定介護予防支援事業所は地域包括支援センター1か所ですが、要支援認定の方へのケアプラン作成は包括支援センター以外にも、民間の居宅介護支援事業所にも、もう既に原案委託をさせていただいている状況があります。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 私の質問の仕方がややこしくなってしまうと申しわけありません。

ケアプランそのものは、ほかのところにも、今でも委託をしているということについては認識をしています。

この指定介護予防支援事業者という、ここですね。摂津市の場合は地域包括支援センター1か所で行っているということで、市とも密接な関係を持ちながらやっていただいているということだと思えます。ただ、この厚生労働省が省令をつくったときには、そういう摂津市のあり方、摂津市のようなモデルというものもあるけれども、ほかにもいろんな形ということを考えてこの省令をつくったと思えますね。それが条例になるときに、摂津市として、ほかにもいろんなやり方があるよという内容をそのまま条例にしてしまうということについてどうなのかという問題意識を持っております。

今のあり方を続けていってもらいたいというのが私の思いです。2か所になるとか、そういうことはあり得ると思えますけれども、やはりそこに対して公的な責任であるとか、そういうものについて民間に任せてしまうということではなくて、しっかりと担保をしていくために、せっかく条例をつくるのであれば、そういうことが盛り込まれた条例にする必要があるのではないかなという思いでおります。

済みません、それについて、もう一回

お考えをお聞きしたいです。

○上村高義委員長 川口参事。

○川口高齢介護課参事 質問の意図を私が十分理解できない答弁になっているので申しわけないんですけども、この条例につきましては、おっしゃるように摂津市の指定介護予防支援事業者のあり方についての条例となっておりますので、今、摂津市は1か所の地域包括支援センター、イコール指定介護予防支援事業者の運営についての条例となっておりますので、これで何か複数に委託をするとか、何か不都合が生じるような条例と認識をしておりません。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 この議案第25号の案件につきましては、まず基本的に厚生労働省の省令をベースにつくっております。これが、やっぱり基本的なベースであると考えております。

本市の今後の要支援者の方につきましては、その基準をベースにした上で、市としての思いとか介護プランに基づく予防、作り込みとかいう部分では、一定これ以上の状況になるときにもあろうと思えますし、それはそれで一定高齢者の支援の強化のためという形で上回ることはいいことであると認識しております。

ただ、基本的には厚生労働省のベースを持った上でという形で考えておりますので、国の示す基準を市で明確にするということで提案いたしております。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 何かかみ合わない話になっているなと思って、済みません。

この第4条になるんですかね、介護予防支援事業者の規定に関する基準。この指定介護予防支援事業者というのは何かというところ、ここには法人としか書い

ていないんですけれども、これが指定介護支援事業者の基準ということなんでしょうかね。摂津市としても、そう思われてはるということですかね。

指定介護予防支援事業者がどういうものかということについて、きちんと定義をするべきではないかなと思うんですけれども、どうでしょうか。その中で、摂津市の考える指定介護予防支援事業者ということについて反映を条例にさすということが必要なのではないかなと思うんですが。

○上村高義委員長 暫時休憩します。

(午後3時39分 休憩)

(午後3時44分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

堤保健福祉部長。

○堤保健福祉部長 この条例につきましては、必要条件を書かせていただいているという条例でございます。実際に、今委託をしている事業所を念頭に置いて定めたものではございませんので、現状におきましては、これ以上のことができていないかなとは思っております。

ただ、それでもってその現状で縛ってしまいますと、今後のまた高齢者をめぐる環境の変化等にも対応できませんので、今回は厚生労働省のつくられた省令をもとにやらせていただいて、現実にはこれは困るという、書類の保存期間、そういった部分については現実に即して5年ということにさせていただいているというのがこの条例の提案理由でございます。よろしくお願いいたします。

○上村高義委員長 増永委員。

○増永和起委員 今お話があったように、今はこの厚生労働省の基準以上のことをしっかりと摂津市で行っていただいていると認識をしております。だからこそ、この先もやはりきちんとした基準を維持

していただきたいと。そのためにも、この条例をせつかく制定するんでありますから、そこについて厚生労働省がつくっている緩やかなといいますか、摂津市よりも基準の緩い、そういう中身を引き写してくるのではなく、せつかく摂津市が頑張っている今の基準を落とさないという立場から条例を変えていくという作業をしていただきたかったと思っております。要望にしておきます。

○上村高義委員長 ほかありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

続きまして、議案第26号の審査を行います。

本件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 議案第25号の審査が終わりましたが、議案第25号で審査した内容から、議案第26号も包括支援センターの人員配置ということになってきています。ですから、一応これについても、この基準に従えば人員配置がどうなるのか、現在の地域包括支援センターの人員配置がどうなっているのか、まずお聞きしたいと思います。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 それでは、地域包括支援センターの人員配置の件についてお答えいたします。

現在、同センターは16名の職員を配置しております。16名のうち10名が正職員、6名が非常勤の配置となっております。

職種でいいますと、主任介護支援専門員が3名、介護支援専門員が5名、社会福祉士が3名、看護師1名、保健師2名、事務職員2名の配置となっております。

今回第26号でお願いしております2ページ目の配置の条例でいいますと、第4条の1項及び2項の人員配置の部分については基準を満たしている状況となっております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 この基準はさっきも言ったように、最低基準ですよ。最低基準では、もう少し人数が少なくてもいいと言ったらおかしいですけども、そういうことになるのかなと、その辺説明はなかったんですけども、先ほどの議案第25号と同じように、今しっかりやっていただいている地域包括支援センターの事業に対して水準を落とさないという立場でこの条例も定めるような、ハードルを上げていくというか、基準を維持するという基準というのをつくろうというお考え、検討はされませんでしたか。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 まず、この議案第26号の基準の設定につきましては、まず厚生省令の基準で今までやっておりました。引き続きその配置の条件の中で、本市としましては、この配置基準より少し上回る状況となっておりますが、今現在、高齢者を取り巻く状況を考えますと、地域包括支援センターはいろいろな処遇に対応していただいております。特に虐待等を含めると、言葉で表現できないぐらいいろいろな仕事がありまして、こういう仕事をしていただいていますよとなかなか伝えにくいところがありまして、黙々と対応していただいております。市と連携しまして取り組みを進めております。また、調整にも時間を要している状況で、どうしても現実的にはこの基準より、本市の戦略としまして上回る基準で対応していかないと対応できないという現状もあります。そうしたことから、本市とし

てもこういう状況で継続していきたいと思っております。

ですから、基準のベースとしてはこの厚生労働省の省令に基づく基準を持ちながら、現実的な対応としまして、積極的な対応をしていく観点から上回る状況になっているという形で考えておきまして、その基準を引き上げて今の体制の基準で対応していくというのは、先ほど部長も答弁しましたように、なかなか身動きがとりにくくなると。新たな制度改正に対応しにくくなるとかも考えていますので、その辺は柔軟に対応していく観点から、ベースはきちっと定めて、それを守っていくという形で取り組んでまいりたいと考えております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 もちろんこの配置基準というか、介護予防、地域包括支援センターに携わる行政水準はぜひ維持してもらいたいし、発展をさせていってもらいたいとは思っています。

そういう意味では、今あるものにボーダーラインというか、一番下のアンダーラインというか、これを引き上げていくというの、それこそほかにも発信するという意味では、摂津市の介護に対する行政水準というのは高いんだよということが発信できるものになるのかなと思っております。それで、そういう意味で少し残念かなと思っております。要望としておきます。

○上村高義委員長 他いいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時52分 休憩)

(午後3時53分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

議案第36号及び議案第37号の審査を行います。

本2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 これは介護保険法改正に伴うものなんですけども、法の改正に伴って条項ずれということなんですけれども、今は、まだ改正前の条項が見れますんで、見ましたら、第8条の2第3項というのは介護予防訪問入浴介護なんです。第8条第2の第4項というのは訪問看護なんです。保健センターとしては、訪問看護の仕事を引き続き、第2条7号で続けるというものになるということなんですけれども、そうすると、この現行の訪問入浴介護というのが条文からなくなったのかなと思ひまして、その辺ですね。そうすると、訪問入浴の、保健センターはやってはりませんけれども、摂津市での状況はゼロなのか、それもお聞かせいただきたいと思ひます。

○上村高義委員長 鈴木参事。

○鈴木保健福祉部参事 まず、訪問入浴の件数につきましてはゼロ件でございます。

ただ、この条例と介護保険制度の改正における法律に基づいて対応するわけなんですけども、その条文の改正によりまして、摂津市の条例がその介護保険法に当たっているところがあり、今回、摂津市の介護保険条例の保険料の部分であるとか、附則でその条文に当たっているところの変更等に係るものを提案させていただいておる状況でございます。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 これは、だからもう国の法律の話ですからあれなんですけども、摂津市でも予防のための訪問入浴というのはゼロ。国の全体でも多分そういうこ

とになったんだろうと思うんですけども、だんだん使えなくなるような介護予防の制度そのものも切り縮めていくという動きには、なかなか私は賛成できへんと思うんです。国のこれ法律の話ですからあれなんですけども、こういったことでの保健センター条例ですか、介護予防にもこれからもしっかりとお仕事を続けていっていただきたいと思ひますので、よろしく願いいたします。

○上村高義委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後3時57分 休憩)

(午後3時58分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

続きまして、議案第20号及び議案第21号の審査を行います。

本2件については補足説明を省略し、質疑に入ります。

山崎委員。

○山崎雅数委員 この条例は、それこそ名前の変更、もうこれ合併するというのもわかっている話なんですけれども、指定管理者制度そのもの、障害福祉の部分での指定管理者制度のあり方として結果的にはいい形で来ていると言うたらおかしいんですけども、社会福祉事業団が受けていただいていたという背景はあるんですけども、この指定管理制度には一応期限がありますよね。その先、指定管理制度そのもののあり方をどう考えてはるかだけ、ちょっとお聞かせいただきたいと思ひます。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 それでは、指定管理者制度自身に関しましては、今回、法人合併させていただいて、特にみきの路

とふれあいの里ということですので、専門性の高い事業なり、サービスをしていただいておりますということですので、よりよく今後もサービスの提供をしていただいで、この指定管理制度にのっとして進めていただけたらなと思っております。

今回、ヒアリング等も改めて行いまして、今後もサービス提供を頑張っていただけというお話も聞いておりますので、今回合併を契機にさらに世代間の交流をしていただいで、サービスの質の維持に努めていただけたらと思っております。

○上村高義委員長 山崎委員。

○山崎雅数委員 こういった福祉関係の施設をお任せする、お願いをするのに対して指定管理者制度というのは、期限後、公開入札になっていってどういう話になるのか非常に不安というか、それこそ運営者自身も利用者にも、もし母体が変わっていくかもしれないというふうなやっばり不安もあるんです。そういう意味では、指定管理者制度が公開入札求めていくことになるかどうかわかりませんが、そういう話になっていくのかどうか、それがふさわしいのかどうかということをお聞きしたかったんですけど、もう一度お願いします。

○上村高義委員長 吉田課長。

○吉田障害福祉課長 指定管理者制度自身が、原則、公募という制度ではございますが、指針にもあるように、質の高い福祉サービスを提供しているということで、この平成26年度の指定管理に関しては非公募という形でさせていただきましたし、今回そのサービスを合併したということであるけれども維持しているということで再指定をしておりますので、原則そういう形にはなっておるんですけれども、次回に関しましてはどのように

なるかというのはこれからとは思いますが、今後のこのサービスの質の維持を続けていただけたらと思っております。

○上村高義委員長 ほかにありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 以上で質疑を終わります。

暫時休憩します。

(午後4時3分 休憩)

(午後4時6分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 討論なしと認め、採決します。

議案第1号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第3号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第6号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第7号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第8号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第9号所管分について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第11号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第13号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第14号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第20号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第21号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第25号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第26号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第36号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 全員賛成。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

議案第37号について、可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手する者あり)

○上村高義委員長 賛成多数。

よって、本件は可決すべきものと決定しました。

暫時休憩します。

(午後4時 9分 休憩)

(午後4時11分 再開)

○上村高義委員長 再開します。

本委員会の所管事項に関する事務調査について協議します。

平成27年度委員会行政視察を実施することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

次に、視察事項、視察先、視察日程等についてご協議いただきます。

それでは、日程と視察先につきまして

今検討中というか、協議中というか、皆さんの意見をいただいて随時検討しておりますので、それが決まり次第報告しますが、所管事項については今から説明しますが、それでご了解いただきたいと思っていますので、よろしくお願ひします。

そうしたら、時間の関係上、今回の会期中に視察先等の決定は困難かと思われまますので、本会議最終日において、常任委員会の所管事項に関する事務調査について、閉会中に調査することが諮られます。

本委員会の所管事項については、老人福祉行政について、障害者福祉行政について、保健医療行政について、環境衛生行政について、商工行政について、農業行政についてを平成27年度末まで、閉会中に調査することにいたしたく思いますが、異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○上村高義委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

それでは、次回開催時は、視察項目、候補地、複数の希望日等をご提案いただきますようご検討をお願いします。

これで、本委員会を閉会します

(午後4時13分 閉会)

り署名する。

民生常任委員長 上村高義

民生常任委員 増永和起